

平成15年度  
事務事業・行政監査報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、  
平成15年度事務事業監査及び行政監査の結果に関する報告を次のとおり  
提出する。

平成16年2月17日

東京都監査委員	星野篤功
同	田中良
同	三栖賢治
同	藤原房子

# 目 次

## 事務事業監査の結果

「調査研究委託」の実施状況について ..... 1

## 行政監査（事業別監査）の結果

精神障害者社会適応訓練事業ほか 5 事業 ..... 4 5

# 事務事業監査の結果

「調査研究委託」の実施状況について

## 目 次

第 1 監査の範囲	5
1 本監査の目的及びテーマ	5
2 監査の主旨及び対象	5
3 監査対象局	6
4 実地監査期間	6
第 2 監査の対象事業	7
1 調査研究委託の現状（調査研究委託に関する調査票の集計結果）	7
（1）局別・年度別の状況	7
（2）調査研究委託の目的の状況	9
（3）外部委託の理由	10
（4）予算の措置状況	11
（5）継続委託等の状況	12
（6）契約種別の状況	13
（7）事業根拠	14
（8）国庫補助の状況	15
（9）成果品の公表状況	16
2 監査の観点	18
第 3 監査の結果	19
1 観点別総括意見	20
（1）調査研究委託の必要性について	20
（2）調査研究委託の実施方法について	20
（3）委託結果の利・活用について	21
（4）調査研究委託の契約方法について	21
2 指摘、意見・要望事項	22
（1）調査研究委託の必要性について	22
（指摘事項 - 1）調査委託を行うに際し目的に沿った成果が得られるよう努めるべきもの	22
（指摘事項 - 2）走行車両の軸重実態調査委託について抜本的な見直しを行うべきもの	23
（指摘事項 - 3）生鮮食料品等流通実態調査の調査年次を見直すべきもの	25
（2）調査研究委託の実施方法について	26
（指摘事項 - 4）調査委託の契約期間中に、契約内容に変更があった場合には、適切な手続を行うよう努めるべきもの	26
（指摘事項 - 5）耐震診断調査の結果が活かせるよう実施時期を考慮して行うべきもの	27

( 指摘事項 - 6 ) 都市公園利用実態調査についてより効果的な結果が得られるよ う改善すべきもの……………	2 8
( 指摘事項 - 7 ) 調査を外部に委託すべきものか否かについて、十分見極めて実 施すべきもの……………	3 0
( 3 ) 委託結果の利・活用について……………	3 1
( 指摘事項 - 8 ) 沿道整備計画を円滑に進めるよう、地元区との調整を十分に行 うべきもの……………	3 1
( 指摘事項 - 9 ) 完成させた試作器を有効に利用すべきもの……………	3 2
( 指摘事項 - 10 ) 関係機関に対し調査結果を早急に情報提供すべきもの……………	3 3
( 指摘事項 - 11 ) 調査委託費用について応分の負担を国に求めるべきもの……………	3 4
( 指摘事項 - 12 ) 避難困難街区予測システムについて、各区への速やかな対応を 図るべきもの……………	3 5
( 意見・要望事項 - 1 )	
調査結果に基づき地域の実態にあった単価設定を行うよう検討すべきもの……………	3 6
( 意見・要望事項 - 2 )	
調査報告書を関係機関に送付するなど情報の面から適切に対応すべきもの……………	3 8
( 4 ) 調査研究委託の契約方法について……………	3 9
( 指摘事項 - 13 ) 契約方法について見直しを行うべきもの……………	3 9
( 指摘事項 - 14 ) 主任調査員等の労務単価の積算を適切に行うべきもの……………	4 0
( 指摘事項 - 15 ) 調査委託契約における諸経費率の設定に当たり経済性を考慮し 適切に行うべきもの……………	4 2
( 指摘事項 - 16 ) 郵送料の積算を適切に行うべきもの……………	4 3
事務事業監査「調査研究委託」に関する調査票……………	4 4

# 「調査研究委託」の実施状況について

## 第1 監査の範囲

### 1 本監査の目的及びテーマ

事務事業監査は、地方自治法第199条第2項に基づく行政監査の一環として実施しているもので、都の事務事業のうち各局にまたがる共通のテーマについて、横断的に捉え、主として経済性・効率性、有効性の観点から監査するものである。

今回は、歳出の委託料の中で「調査研究委託」をテーマに選定した。

### 2 監査の主旨及び対象

社会経済状況が大きく変化する中で、都民の都政に対するニーズは複雑化・多様化してきており、都庁の各局においては、地方分権の流れの中で新しい時代における施策展開などを目指して、現況の実態把握や政策形成立案のため、各種の調査研究委託を実施している。

この「調査研究委託」とは、主に都が所管する事務事業の実態把握や関連する情報の収集・分析、あるいは施策の目的・内容・将来の方向性等の検討など、外部の特殊な技術や設備あるいは高度の専門的な知識等を有するものに委託して実施するものである。

これらの「調査研究委託」の実施状況を見ると、委託目的はもとより、内容、規模も多種多様であり、また、その執行は、各局それぞれ独自に実施している面がある。一方、近年では都庁全体で経済性・効率性、有効性という面で統一された観点から、この「調査研究委託」を横断的に検証・評価したことがなく、これまで十分な見直しが行われてきたとは言い難いものとなっている。

そこで、こうした現状を踏まえ、今回の監査では、その問題点や課題などを明らかにすることにより、各種の調査研究委託が、今後都政の各分野において有用で効果的な方向で、行われることを目指すこととした。

今回の監査の実施に当たっては、平成12年度から平成14年度までの3年間に契約した調査委託・研究委託を取り出すこととし、本庁で契約したものの全件について監査の対象とした。

今回の監査の実施では、調査研究委託の実態把握のため、各局からあらかじめ「調査研究委託に関する調査票」(44ページ参照)の提出を求めた。調査票の各項目は、以下のとおりである。

契約台帳番号、件名、当初予算額、契約金額、契約相手方、契約種別、契約期間、継続・単年度別、国庫・単独別、法令・任意別、調査研究委託の目的、外部委託した理由、公表方法、担当部署
-----------------------------------------------------------------------------------------

### 3 監査対象局

知事本部、総務局、大学管理本部、財務局、主税局、生活文化局、都市計画局、環境局、福祉局、健康局、病院経営本部、産業労働局、中央卸売市場、住宅局、建設局、港湾局、出納長室、東京消防庁、交通局、水道局、下水道局、教育庁、議会局、警視庁	計24局
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------

### 4 実地監査期間

平成15年10月6日から同年11月18日まで                      28日間



## 第2 監査の対象事業

### 1 調査研究委託の現状（調査研究委託に関する調査票の集計結果）

#### （1）局別・年度別の状況

調査研究委託3か年分における年度別の契約件数、契約金額は、表1のとおり合計で契約件数1,755件、契約金額207億35百万余円である。

毎年度、件数にしてはほぼ500～600件、金額にして60～80億円の調査が実施されている。

これを局別に見ると、表2のとおりとなっている。局別に金額の多い順に見ると、最も多いのは建設局で全体の22.9%である。続いて、港湾局(13.3%)、下水道局(10.6%)、環境局(10.1%)、都市計画局(8.7%)となっており、この5局で66%を占める状況となっている。

（表1）監査対象とした件数、金額（単位：件、百万円）

区 分	件 数	金 額
平成12年度	545	6,186
平成13年度	642	7,992
平成14年度	568	6,556
合 計	1,755	20,735

1件当たりの平均契約金額について見ると、全体では、約1,181万円となっている。局別に見ると、健康局の350万円台から、警視庁の2,400万円台まで、局ごとに大きく異なっている。

年度別変化の状況を見ると、平成13年度は増加しているが、統一的な事情は特に見当たらない。財務局では、都立高校等の耐震診断調査が平成13年度に激増したこと、都市計画局では、おおむね5年ごとの土地利用現況調査を実施したため急増したこと、産業労働局では、緊急地域雇用創出特別基金事業による調査委託が増加したことなど、各局の個別事情を大きく反映したものとなっている。

(表2) 監査対象とした調査研究委託の局別、件数、金額に関する調

(単位：件、千円、%)

区 分	平成12年度		平成13年度		平成14年度		合 計		局(金額)の割合
	件数	委託金額	件数	委託金額	件数	委託金額	件数	委託金額	
知事本部	11	64,519	8	32,462	5	24,142	24	121,124	0.6
総務局	4	31,119	11	51,945	7	50,283	22	133,348	0.6
大学管理本部			0	0	2	3,328	2	3,328	0.0
財務局	12	29,531	24	220,058	13	23,597	49	273,187	1.3
主税局	3	75,255	11	112,861	5	12,492	19	200,608	1.0
生活文化局	11	37,249	20	95,817	17	103,469	48	236,535	1.1
都市計画局	25	283,801	38	717,630	35	812,257	98	1,813,689	8.7
環境局	82	836,073	67	723,543	58	540,399	207	2,100,016	10.1
福祉局	8	35,320	26	135,500	16	55,600	50	226,421	1.1
健康局	8	41,801	8	19,680	4	8,603	20	70,085	0.3
病院経営本部	1	934	1	588	1	13,650	3	15,172	0.1
産業労働局	56	126,131	76	485,524	60	293,430	192	905,086	4.4
中央卸売市場	10	39,148	8	39,564	11	71,169	29	149,881	0.7
住宅局	13	94,513	13	83,848	11	116,707	37	295,069	1.4
建設局	88	1,452,334	106	1,869,813	99	1,418,512	293	4,740,660	22.9
港湾局	77	938,836	78	946,524	77	867,030	232	2,752,391	13.3
出納長室	1	8,845	3	10,808	5	34,458	9	54,112	0.3
交通局	15	173,297	12	46,852	18	109,768	45	329,917	1.6
水道局	21	315,502	25	516,028	31	467,929	77	1,299,460	6.3
下水道局	47	664,026	47	904,311	53	627,917	147	2,196,255	10.6
教育庁	21	431,145	31	390,783	18	306,109	70	1,128,038	5.4
議会局	2	1,890	0	0	0	0	2	1,890	0.0
東京消防庁	5	51,691	7	70,228	7	55,511	19	177,431	0.9
警視庁	24	453,544	22	518,107	15	540,263	61	1,511,915	7.3
合 計	545	6,186,513	642	7,992,485	568	6,556,632	1,755	20,735,631	100
1件当たりの 契約金額	11,351		12,449		11,543		11,815		

(注) 各局の金額は、千円未満を切り捨てたものであり、合計の金額とは一致しない。

(2) 調査研究委託の目的の状況

調査研究委託を目的別に見ると、「現況実態調査」のためとするものが最も多く40.9%を占めている。

次いで多かったのは、「今後の政策形成立案のため」で、22.1%となっている。3番目は、「事業・工事に伴う調査」を行うもので、21.7%である。この3項目で、全体の8割を超える割合を占めている。

調査研究委託を目的別に分類したところ、表3及び図1のとおりとなっている。

最も多かったのは、「現況実態調査」を目的とするものである(40.9%)。この現況実態調査は、法令に定められて実施しているものもあるが、多くは任意による調査である。将来の施策を具体的に実施するための資料収集として行うものであり、各局で広く実施されている。

次に多かったのは、「今後の政策形成立案のため」を目的とするものである(22.1%)。新たな政策・施策を打ち出すに当たり、将来に向けての需要予測、効果予測等を事前に外部の調査研究機関に委託するものなどがこれに含まれる。

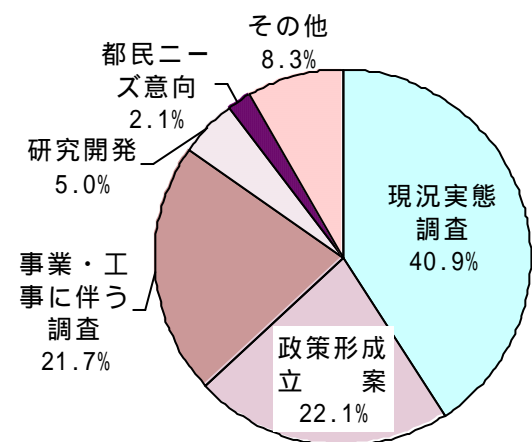
3番目は、「事業・工事に伴う調査」を目的とするものである(21.7%)。東京都環境影響評価条例に基づく調査計画書作成や事後調査のために行うもの、文化財保護法に基づく工事現場の埋蔵物・遺跡調査等がある。

(表3) 調査委託の目的

(単位：件)

区 分	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	計
政策形成立案	126	140	121	387
現況実態調査	235	257	226	718
都民ニーズ・意向調査	10	14	12	36
事業・工事に伴う調査	111	150	120	381
研究開発	29	29	30	88
その他	34	52	59	145
年度別計	545	642	568	1,755

(図1) 調査目的の比率



( 3 ) 外部委託の理由

なぜ外部委託を行うのかを見たところ、その理由として「専門性」をあげたものが約8割を占めている。次に「人的体制」が16.7%を占めている。この2つを合わせると、96.5%を占めている。

調査研究を、都庁内部で直接行うのではなく、外部に委託している理由は、表4及び図2のとおりとなっている。「専門性」のため実施としているものが圧倒的に多い(79.8%)。その「専門性」としての内訳を見ると、特殊な技術や設備を有するものへ委託しているもの、あるいは高度の専門的な知識を有することなどとなっており、都市工学分野、産業社会分野などが比較的多くみられ、工学関係や社会科学等の広範囲の専門分野にわたっている。

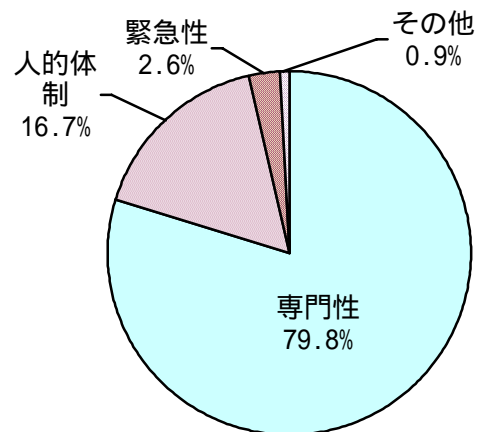
2番目は、「人的体制」を理由とするものである(16.7%)。一時的な事務量の急増、あるいは大量の定型的作業に対処しようとするものであり、局別に見ると、環境局が「人的体制」を理由としたものが比較的多い。

3番目は、「緊急性」を理由とするものであり(2.6%)「三宅島、神津島管内港湾、漁港、空港及び海岸施設被災状況調査」(港湾局)などの事例がある。

(表4) 外部委託の理由 (単位：件)

区 分	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	計
専門性	437	512	452	1,401
緊急性	10	13	23	46
人的体制	93	113	87	293
その他	5	4	6	15
年度別計	545	642	568	1,755

(図2) 外部委託理由の比率



( 4 ) 予算の措置状況

調査研究委託の予算措置の時期について見たところ、当初に予算が措置されているものが70.4%であった。また、当初予算に措置されず、年度途中で流用、充当等の措置で実施したものが29.6%と約3割を占めている。

調査研究委託契約の実施に当たって、当初予算措置がなされているか否かを見たところ、その状況は、表5及び図3のとおりである。

当初予算に計上されている調査研究委託が、70.4%、当初予算に計上されていないものが、29.6%と3割近くを占めている。

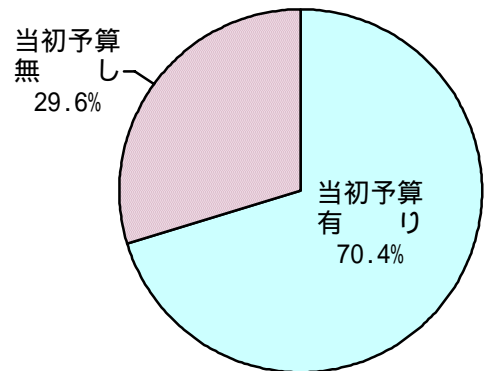
今回調査した3か年にわたり、この傾向に大きな変化は見られない。

当初予算に計上されていない場合、通常、年度途中での予算流用や契約差金などの対応や補正予算で措置していると思われる。当初予算無しのもの契約時期をみたところ、当然のことながら、年度後半に集中して契約しているものが明らかに大きい割合を占めている状況があった。

( 表 5 ) 当初予算計上の有無

( 単位 : 件 ) ( 図 3 ) 当初予算計上の有無の比率

区 分	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	合 計
当初予算有り	376	467	392	1,235
当初予算無し	169	175	176	520
年度別計	545	642	568	1,755



( 5 ) 継続委託等の状況

委託契約の形態別の状況について見たところ、単年度の契約のものは、64.7%であり、毎年・隔年等で継続している調査研究委託は、26.6%となっている。また、複数年にまたがって実施しているものは、8.7%である。

調査研究委託の形態について、継続して実施（毎年・隔年等）、単年度のみの実施、複数年にわたって実施、の3つに分類して見たところ、その状況は、表6及び図4のとおりとなっている。

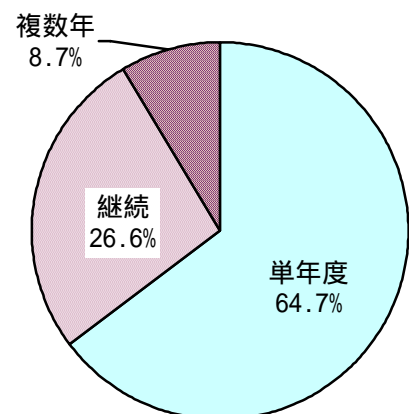
毎年・隔年等で継続実施している契約は、466件、26.6%となっているが、このうち、10年以上継続して実施しているものは、88件で、19%を占める状況となっている。この事例として昭和29年から3年ごとに実施している「中央卸売市場生鮮食料品等流通実態調査」（中央卸売市場）、昭和46年から毎年実施している「公共用水域の水質測定調査（河川・海域）」（環境局）などがあげられる。

複数年にわたって実施しているものとは、同一の事案について、数か年のスパンで実施する調査研究であり、水道局では、「漏水検知器等の研究委託」など、複数年にわたるものが数多く見られる。

( 表 6 ) 調査委託の形態別調 ( 単位：件 )

区 分	平 成 1 2 年 度	平 成 1 3 年 度	平 成 1 4 年 度	合 計
継 続	149	158	159	466
継続のうち、10年以上継続中のもの				(88)
単年度	350	427	359	1,136
複数年	46	57	50	153
年度別計	545	642	568	1,755

( 図 4 ) 調査委託の形態別比率



( 6 ) 契約種別の状況

調査研究委託の契約種別の状況について見たところ、競争によるものは、64.2%、特命契約によるものは、34.8%と、コンペ方式によるものは、1.0%となっている。本来例外的な契約方法である特命契約が、全体の3分の1程度と比較的多く見られる。

契約種別を、競争によるもの、特命契約によるもの、コンペ方式（業者からの提案方式）によるものの3つに分類して見たところ、その状況は、表7及び図5のとおりである。

本来例外的な契約方法である特命契約が610件、34.8%と比較的多く見られる状況となっている。

しかし、特命契約の3か年の傾向を見ると、平成12年度には40%あったものが、平成14年度には31%と、漸減していることが認められた。

局別に見ると、福祉局、産業労働局、水道局においては、特命契約による契約件数が競争によるものよりも多いことが認められた。特に福祉分野、商工・農林水産分野の専門性の高いものについて特命しているものが見られた。水道局では、研究的要素の強い委託内容で、特命となっている。

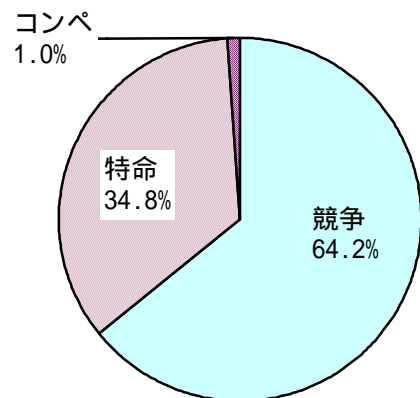
コンペ方式は、委託業者から提出された作品やプロポーザル（提案）を通して、業者を選定するものであるが、1.0%の採用に留まっている。

( 表 7 ) 契約種別

( 単位 : 件 )

区 分	平 成 1 2 年 度	平 成 1 3 年 度	平 成 1 4 年 度	合 計
競 争	320	424	383	1,127
特 命	220	209	181	610
コンペ	5	9	4	18
年度別計	545	642	568	1,755

( 図 5 ) 契約種別の比率



## (7) 事業根拠

調査研究委託を実施する根拠として、法令に基づくものか、任意で実施しているのか、について調べたところ、約8割が任意の事業となっている。

調査研究委託は、法令に根拠をおくものと、任意に実施するものとに分類されるが、この状況について見たところ、表8及び図6のとおりである。

任意の事業として実施しているものは、79.6%を占めており、残り20.4%が法令に根拠をおく事業となっている。

今回調査した3か年にわたり、この傾向に大きな変化は見られない。

局別に見たところ、知事本部、主税局、福祉局、水道局、下水道局においては、事業の大部分が任意事業となっている。

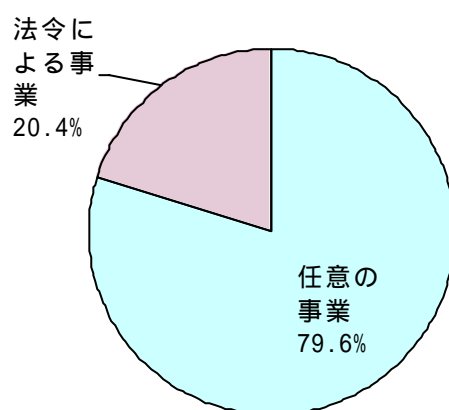
一方、環境局、建設局では、比較的法令に基づくものが見られた。環境局では、大気汚染防止法・水質汚濁防止法などによる大気・水域の各種調査が、建設局では、河川法による各河川の整備計画調査委託が多く見られた。

(表8) 事業の根拠

(単位：件)

区分	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	計
法令	116	125	117	358
任意	429	517	451	1,397
年度別計	545	642	568	1,755

(図6) 事業の根拠の比率





( 8 ) 国庫補助の状況

調査研究委託が国庫補助を受けて行われているか、都の単独事業として行われているかを見たところ、国庫補助のあるものは15.0%であり、残りは都の単独事業で85.0%となっている。

調査研究委託が、国庫補助を受けて実施されているか、都の単独事業として行われているかについて見たところ、表9及び図7のとおりとなっている。

国庫補助事業として実施しているものは、15.0%を占めており、残り85.0%が都の単独事業となっている。

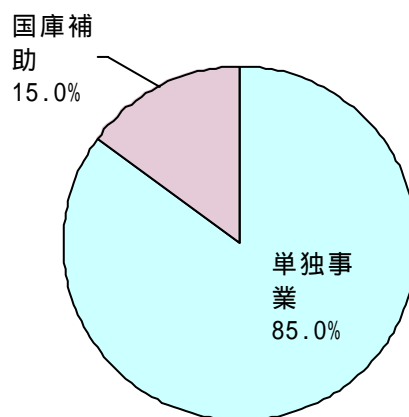
今回調査した3か年にわたり、この傾向に大きな変化は見られない。

局別に見たところ、都市計画局、産業労働局、住宅局では、国庫補助を受けている調査研究委託が比較的多く見受けられる。

都市計画局では、長期交通量調査委託・土地取引状況調査委託等について、国から補助を受け実施している。産業労働局では、緊急地域雇用創出特別基金事業を国からの交付金を受け実施している。住宅局では、第3次東京都住宅マスタープラン関連調査などがある。

( 表 9 ) 国庫補助事業・単独事業の内訳 ( 単位 : 件 ) ( 図 7 ) 国庫補助事業・単独事業の比率

区 分	平 成 1 2 年 度	平 成 1 3 年 度	平 成 1 4 年 度	合 計
国庫補助	85	94	85	264
単独事業	460	548	483	1,491
年度別計	545	642	568	1,755



( 9 ) 成果品の公表状況

成果品の公表について、刊行物等にして公表している、インターネットのホームページ上で、公表している、庁内で活用、公表しない、の4つに分けて状況を見たところ、刊行物やインターネットにより積極的に公表しているものの割合は、18.3%である。

一方、公表しないとしているものの割合は、33.4%である。

調査研究委託の目的別に成果品を公表している状況を見たところ、「都民ニーズ・意向調査」については、64.2%が公表しており、次は「政策形成立案のため」であり、31.4%が公表している。

調査研究委託の結果に基づく成果品の公表については、

プレス刊行物で、公表

インターネットのホームページ上で、公表

庁内で活用

公表しない

の4つに分類してその状況を調べた。

この結果は、表10及び図8のとおり、刊行物等にして都民・報道機関に公表しているものが14.6%、インターネットのホームページ上で、公表しているものが3.7%となっている。積極的に公表していると言える、このを合算すると18.3%となる。

「公表しない」とするものは、586件、全体の33.4%である。その事由として、主にプライバシー保護をあげている。

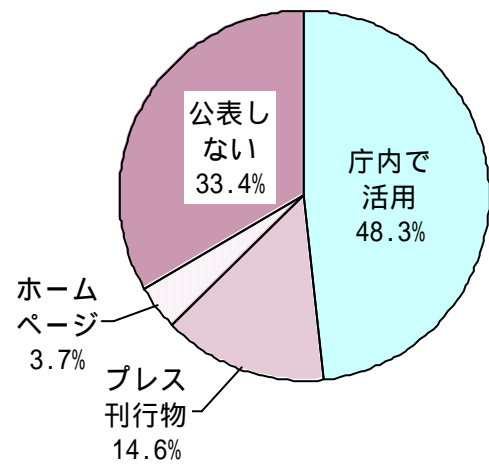
「庁内で活用」するとするものは、848件、48.3%である。庁内での活用に留まり、積極的に公表するとしめない事由として、各局では、調査研究委託の内容からみて技術的、専門的であることから、広く公表していく必要性は薄いとしている。

(表10) 公表の方法

(単位：件)

区 分	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	計
プレス刊行物	84	85	87	256
ホームページ	23	20	22	65
庁内で活用	282	308	258	848
公表しない	156	229	201	586
年度別計	545	642	568	1,755

(図8) 公表に関する比率



次に、前項目における公表の方法を、調査研究委託の目的別に調べたところ、表11のとおりとなっている。

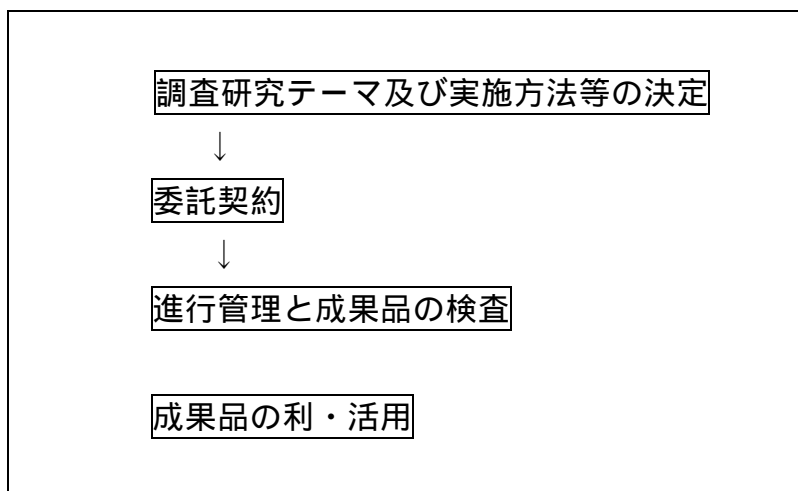
「都民ニーズ・意向調査」の成果品公表の状況は、64.2%となっている。次に高い比率のものは、「政策形成立案のため」で、31.4%となっている。

(表11) 目的別の成果品公表状況(単位：%)

区 分	ととの合計比率
政策形成立案のため	31.4
現況実態調査	22.4
都民ニーズ・意向調査	64.2
事業・工事に伴う調査	9.2
研究開発	14.8
その他	11.9

## 2 監査の観点

調査研究委託は、各局においておおむね次のような流れで実施されている。



そこで、今回の監査では、このフロー図を基本に、次のような4つの観点ごとにそれぞれ着眼点を定め、検討することとした。

- (1) 調査研究委託の必要性について  
調査研究の目的が明確なものとなっているか  
都の事務事業執行において、必要不可欠な調査研究か  
都の構想・計画や都政の動向から見て、その調査研究は適合しているか  
など調査研究委託の主として経済性及び有効性の面から検証する。
- (2) 調査研究委託の実施方法について  
調査研究の対象範囲は適切か  
調査研究の方法は、調査研究目的から見て適切なものとなっているか  
委託内容から見て、外部に委託すべき内容か  
など調査研究委託の実施について主として経済性・効率性の面から検証する。
- (3) 委託結果の利・活用について  
調査研究の結果は、当初目的に沿って活用されているか  
調査研究の結果は、他の事業にも活かせるものとなっているか  
調査研究の結果は、公表されているか  
など調査研究委託の主として経済性及び有効性の面から検証する。
- (4) 調査研究委託の契約方法について  
特命随意契約となっている場合、その理由は妥当か  
委託経費の積算は適切か  
など主として調査研究委託の契約手続の合規性及び経済性の面から検証する。

### 第3 監査の結果

今回の監査では、詳細にその全貌を把握することは困難であったが、大部分の調査研究委託契約が、おおむねその目的に沿って、適切に執行されていることが認められた。

しかしながら、委託全体の現状を踏まえつつ、調査研究委託の必要性、実施方法、利・活用、契約方法という4つの観点から、検証した結果からは、次のような問題点も認められた。

- 1 委託の現状を見ると、計画的な執行に疑問のある状況や成果物の公表が消極的と思われるものが見られた。
- 2 観点別の監査結果からは、委託の必要性について疑問のあるもの、調査の方法や進行管理が適切でないもの、成果物の利・活用が充分でないもの、契約の方法や積算が適正でないものなどが見受けられた。

観点別監査結果において、具体的に各局に対して早急に改善を求めた指摘事項は16件、改善の検討を求めた意見・要望事項は2件である。また、平成14年度の不経済支出等の金額は、1億7千万余円と見込まれる。

各局は、今回の指摘事項及び意見・要望事項の是正に努めていく必要がある。

調査研究委託は、行政の技術面からの執行能力や体制を補完するものであり、適切に行われることによって、行政の効率化に大きく寄与することができる。

しかし、そのためには、調査研究委託を各局が実施する際、また実施した後も、絶えず、「委託する必要があるのか」、「委託に要する経費に見合った成果が得られているか」など、さまざまな視点から検証を行うことが不可欠である。

調査研究委託の実施に当たっては、現在は各局がそれぞれの必要性に基づき、独自に行っているが、今後は調査研究委託の執行を、全庁的に検証・評価しながら、一元的に管理する体制を整備することが望まれる。

## 1 観点別総括意見

### (1) 調査研究委託の必要性について

調査研究委託を実施するに当たっては、その必要性を厳しく吟味し、計画的に執行すべきである。しかしながら平成14年度で見ると、当初予算措置がないものが、全契約件数の31%にも上るなど、計画的執行については必ずしも十分とは言い難い状況が見られた。

調査研究委託の実施決定に当たって、都の構想、計画、関連事業との整合性などについての十分な検討がないまま、実施しているものが認められた。調査研究委託の実施決定に際しては、十分な事前チェックを行い、調査研究委託契約の優先度を確認する必要がある。特に、毎年度又は数年度おきに継続して実施している調査研究委託については、必要性を十分検討することなく、安易に実施している事例が認められた。このため、状況の変化に的確に対応し、不断の見直しを行うべきである。

関連指摘「走行車両の軸重実態調査委託について抜本的な見直しを行うべきもの」ほか 2件

### (2) 調査研究委託の実施方法について

調査研究委託の実施に当たって、具体的な実施手法、実施スケジュール、実施期間・時期などについて、目的達成に最も適したものとは言えないものが認められた。委託事業の経済性、効率性、有効性を高めるためには、事前に十分な検討を行うべきである。

調査研究委託の進行管理に当たって、都の関与や意見交換が不十分なものが認められた。目的達成のためには、委託事業の進行の各段階において、都が参画し、都の考え方などを委託内容に十分反映すべきである。

関連指摘「都市公園利用実態調査についてより効果的な結果が得られるよう改善すべきもの」ほか3件

### (3) 委託結果の利・活用について

調査研究委託結果の利・活用について見ると、成果物を関係機関に送付し、対応を協議すべきであるにもかかわらず、これを怠っているものなどが認められた。調査結果が得られた場合は、速やかに成果物の検証を行い、成果の具体的な活用に努める必要がある。

調査研究委託の成果物の公表状況を見ると、「公表しない」とするものが、33.4%、に上り、一方、「ホームページ」と「プレス刊行物」での公表が、合わせて18.3%にとどまっている。公表により支障の生ずるものを除き、行政の透明性を高める観点から、成果物の公表について、積極的に取り組む必要がある。

関連指摘「関係機関に対し調査結果を早急に情報提供すべきもの」  
ほか4件

関連意見・要望「調査結果に基づき地域の実態にあった単価設定を行うよう検討すべきもの」ほか1件

### (4) 調査研究委託の契約方法について

それぞれの委託の契約方法について見ると、およそ、3件に1件の割合で、特命契約により行われていた。特命随意契約は、その性質又は目的が競争入札に適しない時などに例外的に認められるものであり、競争性を高めるためにも、競争入札やコンペ方式の導入に努める必要がある。特に継続事業で特命としている場合は、行政の透明性を高めるためにも、積極的な見直しが必要である。

調査研究委託経費の積算について見ると、積算根拠に合理性を欠くものが認められた。他局の状況にも配慮しつつ、積算基準を作成するなど、適正な積算に努めるべきである。

関連指摘「主任調査員等の労務単価の積算を適切に行うべきもの」  
ほか3件

## 2 指摘、意見・要望事項

### (1) 調査研究委託の必要性について

#### (指摘事項 - 1)

調査委託を行うに際し目的に沿った成果が得られるよう努めるべきもの

「相原・小山地区業務用宅地需要状況調査委託」において、業務用宅地処分の具体的戦略を求めた際、報告書では既にこれまで報告された内容がほとんどであり、仕様書に沿った報告内容となっていない。調査委託を行うに際しては、目的に沿った成果が得られるようにすべきである。 [建設局]

建設局は、平成13年度に多摩ニュータウン相原・小山地区の業務用宅地について現実に即した販売方策として活用するため、「相原・小山地区業務用宅地需要状況調査委託」契約を、Aと締結している（契約金額：493万5,000円、契約期間：平成14.1.31～平成14.3.20）。

局は、当該契約に係る委託項目として、不動産市場の動向把握、相原・小山地区における業務用宅地需要の動向及び相原・小山地区における業務用宅地の評価、などについて検討を加え、相原・小山地区における業務用宅地処分の今後の具体的戦略を立てることとしている。

そして、この結論とも言うべき調査項目の相原・小山地区における業務用宅地処分の今後の具体的戦略の部分について、仕様書では、

現状維持の場合の宅地販売促進方策

現状改善による宅地販売促進方策（需要から見た販売価格の検討、処分の検討、市場性評価による分類と宅地処分方針の検討）

抜本的改革による宅地販売促進方策についての検討（土地利用等規制緩和による方策の検討、付加価値創出による方策の検討、行政需要の洗い出し、不良資産処理方策の検討）を行うことを具体的に指示している。

ところで、委託した報告結果の、この業務用宅地処分の具体的戦略の部分を見たところ、3ページにわたって「土地利用規制の見直し、販売区画の見直し、都市機能の拡充、価格の見直し、効果的な販売手法の導入、販売スケジュールの見直し」が記載されている。しかしながら、その内容は、局が平成11年度に行った「多摩ニュータウン事業再構築検討調査」の中で、既に言及されているものがほとんどであり、仕様書において指示した今後の具体的戦略が、ほとんど示されていないものとなっている。

局は、調査委託を行うに際し、目的に沿った成果が得られるよう努められたい。

[有効性・経済性]



( 指摘事項 - 2 )

走行車両の軸重実態調査委託について抜本的な見直しを行うべきもの

走行車両の軸重実態調査委託において、固定式で行っている15地点については、既にデータを蓄積し、道路舗装への影響度を把握していることから、例えば、調査箇所を減少させ、調査頻度も数年ごとに行うべきである。また、マット式については、主に新技術の舗装道路について行うなどにより、軸重調査の目的が十分足りるものと判断されることから、軸重調査について抜本的な見直しを行うべきである。

[建設局]

建設局は、道路維持補修の基礎資料の一つとするため、表12のとおり、「走行車両の軸重実態調査委託」(以下「軸重調査」という。)契約を、昭和48年度以降、毎年度実施してきている(契約金額:平成12年度から平成14年度の計、1億1,760万円)。

この調査は、道路構造物(舗装や橋梁)に関わる交通荷重を、地点・地域別、路線別に把握するため、通過車両の軸重(車輪を支える軸1本にかかる重量)を計測するもので、5t換算輪数(車輪1個にかかる重量が5t、以下「5t輪数」という。)の累計値と大型車交通量の関係が、どのように舗装の劣化に影響を与えるのかを把握し、交通区分の見直しや試験舗装に対する耐久性の指標として活用するものである。

ところで、軸重調査の報告書を見たところ、固定式(道路内に埋設して使用する機器)で継続調査を行っている都内15地点(定点、16箇所)における5t輪数及び大型車交通量(以下「5t輪数等」という。)の平均値の経年変化は、年度によって多少の違いがあるものの、表13のとおり、近年は、ほぼ横ばいで変化なく推移している状況がある。

また、マット式(道路上に敷設して使用する機器で可動式のもの)については、新技術の舗装種類ごとに調査が必要との理由で、調査箇所を毎年度増やしてきている。

しかしながら、この調査委託の効果を考えた場合、局は、固定式については、5t輪数等の経年変化がほとんど見られない状況下において、過去からの長年の調査により、データを十分蓄積しており、5t輪数等が道路舗装へ与える影響を既に把握していると言える。このため、例えば、調査箇所を減少させ、調査頻度も、毎年行うのではなく数年ごとで行うことにより目的が達せられるものである。

また、マット式については、主に新技術の舗装道路について行うなどにより、軸重調査の目的が十分足りるものと判断される。

局は、走行車両の軸重実態調査委託について、抜本的な見直しを行われたい。

[有効性・経済性]

(表12) 走行車両の軸重実態調査委託状況

(単位：円)

件名	年度	契約期間	契約の相手方	固定式	マット式	契約金額
走行車両の軸重実態調査委託	平成14	平成14.9.1～ 平成15.3.28	B	16箇所	17箇所	42,000,000
	平成13	平成13.9.13～ 平成14.3.22	B	16箇所	12箇所	38,850,000
	平成12	平成12.11.2～ 平成13.3.23	B	16箇所	9箇所	36,750,000
合計						117,600,000

(注) 平成12年度から平成14年度の固定式軸重測定装置は、いずれも同じ15地点で16箇所設置している。

(表13) 固定式の都内15地点における日量平均

(単位：輪、台)

年度	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14
5t換算輪数	1,768	1,994	1,970	2,159	1,270	2,282	2,217	2,060	1,823
大型車交通量	9,484	9,973	9,671	9,509	9,385	9,808	9,815	9,502	9,572
日交通量	42,859	43,579	44,256	43,364	43,421	43,106	42,580	42,761	42,483

(注) 「5t換算輪数」とは、5tを基本とした舗装に与える影響の度合いを表すもので、例えば、5tの重さがかかるタイヤ(大型車)1輪が通過する場合、5t換算輪数は1輪だが、0.5tの重さがかかるタイヤ(乗用車)1輪では1/10,000輪となる。この考え方は、過去に実施された米国の大規模実験から導かれた世界共通の考え方である。

( 指摘事項 - 3 )

生鮮食料品等流通実態調査の調査年次を見直すべきもの

生鮮食料品等流通実態調査は、卸売市場整備計画改定の資料とするため行われているが、3年ごとの調査のため、5年ごとに作られる整備計画の計画作成年次との整合性が図られておらず、今回の流通調査は、適切な活用となっていない。流通調査の調査年次を、整備計画に沿ったものに変更するよう見直すべきである。  
[中央卸売市場]

中央卸売市場は、卸売市場施設整備計画（以下「整備計画」という。最新版は平成13年12月。）を作成する際の資料の一部とすることを目的として、平成13年度に、「第18回生鮮食料品等流通実態調査委託」契約を、Cと締結している（契約金額：266万7,000円、契約期間：平成13.8.2～同14.2.12。以下「流通調査」という。）。

ところで、当該調査結果について見たところ、その成果物は、平成14年2月に作成されており、平成13年12月に既に作成された整備計画には反映されるものとはなっていない。更に、平成17年度作成予定の整備計画は、平成16年度予定の流通調査結果を資料とすることになるため、今回の流通調査は、いずれの整備計画にも直接反映されるものとはなっていない。

こうした状況が生じたのは、卸売市場整備計画が、5年ごとに作られる計画であるにもかかわらず、その基礎資料となる流通調査は、昭和29年度から3年ごとに行ってきたことから、表14のとおり、計画作成年次と調査年次に整合性が図られていないことに起因するものである。

中央卸売市場は、調査を適切に活用すべく、流通調査の調査年次を卸売市場整備計画に沿ったものに、変更するよう見直しされたい。

[有効性・経済性]

(表14) 流通調査及び整備計画の実施状況

	生鮮食料品等流通実態調査	東京都卸売市場整備計画
実施及び 作成年度	平成19年度(予定)	平成17年度(予定)
	平成16年度(予定)	平成13年度(作成)
	平成13年度(調査)	平成8年度(作成)
	平成10年度(調査)	平成3年度(作成)

(注) 次の整備計画は1年前倒して作成予定のため、平成17年度となっている。

## ( 2 ) 調査研究委託の実施方法について

### ( 指摘事項 - 4 )

調査委託の契約期間中に、契約内容に変更があった場合には、適切な手続を行うよう努めるべきもの

紙リサイクルや古紙を必要としている国々における製紙産業の現況調査委託を行っているが、局は、調査目的に沿った報告ができない状況が途中で生じたとして、契約期間中に、別途追加調査を行っている。しかし、目的に沿った成果が得られていない状況があるうえ、契約内容の変更手続を全く行っていない。局は、契約変更の手続の変更を適切に行うべきである。 [産業労働局]

産業労働局では、都内中小企業者の海外販路の拡大を支援するため、海外経済調査を毎年実施してきている。平成12年度は、余剰古紙の需給調整として、紙リサイクルや古紙を必要としている国々（特に中国、東南アジア地域）における製紙産業の現況を調査することを目的として、「中国、韓国及びASEAN地域の製紙産業の現況調査委託」契約をDと締結している（契約金額：231万円、契約期間：平成13.2.6～平成13.3.31）。

当該調査委託においては、調査項目として、

トイレットペーパーメーカーの所在・概要（住所・連絡先・主な業務内容）のリストに掲載されているメーカーの製紙原料古紙の（イ）月間の総使用量（ロ）古紙の品種及び品種別使用量（月間）

中下級印刷用紙製造メーカーの所在・概要（住所・連絡先・主な業務内容）のリストのメーカーの製紙原料の素材（イ）パルプ100%（ロ）パルプ+古紙（古紙をどのくらいの比率で使用しているか。）

のメーカーの古紙の利用実態（イ）品種別の用途・目的（ロ）月間使用量（総使用量及び品種別使用量）以上の、5項目の内容があがっている。

ところで、局は、契約期間中に委託業者から、調査項目の 、 、 の3項目については、企業にデータがない、若しくはデータがあっても企業秘密により出せない状況となっているとの報告を受け、調査目的に沿った報告ができないと判断し、この3項目分の契約金額に見合う項目を、契約期間内に別途追加調査したとしている。

しかしながら、当該調査結果について見ると、調査項目の 、 、 の3項目については、ほとんど記載されておらず、当初の調査目的に見合った成果が得られていない。また、契約期間中に大幅な内容変更があったにもかかわらず、局は、契約変更等の手続をとっていない。

局は、契約期間中において契約内容に変更があった場合は、適切な手続を行うよう努められたい。 [合規性・経済性]

( 指摘事項 - 5 )

耐震診断調査の結果を活かせるよう実施時期を考慮して行うべきもの

ワールドカップサッカー大会に多くの外国人の来日が予想され、その受入れに万全を図るため、老朽化した宿泊施設の耐震調査を行ったが、その調査結果の通知を3月に、説明を大会開催直前の5月に行っているが、その結果を活かすには開催時期を考慮して行うべきである。 [産業労働局]

産業労働局は、日韓共同開催によるワールドカップサッカー大会（開催期間：平成14.5.31～平成14.6.30）に、多くの外国人が来日することが予想されることから、都内宿泊施設（22施設の29棟）について、老朽化した建物の耐震安全性を確認することを目的に、「耐震調査委託」契約を、Eと締結している（契約金額：1億4,962万5,000円、契約期間：平成：14.1.25～平成14.3.29）。

今回の調査は、耐震診断の要望のあった施設を対象としており、調査結果について見ると、特に措置を要しないと判定されたものがある一方、精密診断を要すると判定されたものも見受けられる。この診断結果を局が、関係施設に通知したのは平成14年3月であり、診断結果の説明を、具体的に行ったのは大会開催間近の同年5月であった。

しかしながら、委託仕様書にあるように、ワールドカップサッカー大会開催時期を目標としていたのであれば、すぐにはその結果を有効に活用できないことから、あらかじめ開催時期などを考慮して委託すべきである。

局は、耐震診断調査の結果が十分に活かせるよう、実施時期を考慮して行われたい。

[有効性]

( 指摘事項 - 6 )

都市公園利用実態調査についてより効果的な結果が得られるよう改善すべきもの

都立公園において、利用の実態や都民の要望を把握するため、毎年度、利用実態調査委託を行っているが、前回の調査と実施年度、曜日、月などの諸条件に違いが生じており、調査結果を比較しても、効果的な結果を得ることはできないことから、局は、調査方法について改善すべきである。 [建設局]

建設局は、都立公園の、利用の実態や都民の要望を把握し、内容の充実と利用促進を図ることを目的として、昭和57年度から、毎年度6箇所から10数箇所について、都市公園利用実態調査を実施している。平成14年度は、9公園を対象とする「都市公園利用実態調査委託」契約を、Fと締結している(契約金額:383万2,500円、契約期間:平成14.7.5~平成14.10.31)。

この調査委託の内容は、利用人員調査(入園者数、入退園のピーク時間帯等7項目)及びアンケート調査(居住地、来園交通手段、来園頻度等9項目)であり、局は、前回の調査結果と比較・分析することとしている。

ところで、当該調査の結果について見ると、表15のとおり、

今回の調査対象公園の前回の調査年度は、古いものでは平成2年度、新しいものでは平成8年度と調査実施年度に違いがあること

各公園の調査日は、今回が平日(8月7日(水))であるのに対し、前は祝日や日曜日となっていること

調査月は、今回が夏休み期間中の8月であるのに対し、前は10月ないし11月となっていること

などが認められた。

しかしながら、局は、当該調査の活用について、過去の調査結果を含めて公園利用実態を評価し、今後の維持管理・再整備に役立てるとしているが、このように調査の実施時期等が異なると利用人員、ピーク時間、子供数などを比較したとしても、効果的な結果を得ることはできない。

局は、より効果的な結果が得られるよう、調査方法について改善されたい。

[有効性]

(表15) 平成14年度調査対象公園の前回調査の実施状況

公園名	前回の調査日
猿江恩賜公園	平成2年10月14日(日)
東村山中央公園	平成3年10月20日(日)
東大和南公園	平成3年11月4日(月・振替休日)
戸山公園(大久保地区)	平成5年10月11日(祝日)
戸山公園(箱根山地区)	平成5年10月11日(祝日)
浮間公園	平成7年11月5日(日)
舎人公園	平成8年10月27日(日)
府中の森公園	平成8年11月10日(日)
陵南公園	平成8年11月10日(日)

( 指摘事項 - 7 )

調査を外部に委託すべきものか否かについて、十分見極めて実施すべきもの

不法係留船対策の実態調査の一環として、法的規制等の実態調査を行っているが、調査内容から本来職員自らが調査すべきである。局は調査項目ごとに、外部に委託すべきものか否かについて、十分見極めて実施すべきである。 [建設局]

建設局は、不法係留船対策として新たに条例を制定し船舶の適正管理を促進する目的で、都民・専門家から構成される懇談会を設置したが、当該懇談会で使用する資料を作成するため「東京都船舶の係留保管の適正化に関する懇談会運営に要する調査委託」契約を、Gと締結している(契約金額:493万5,000円、契約期間:平成12.7.28~平成13.3.30)。

この調査の仕様書について見ると、東京湾域の既存係留施設や船舶関連業界に関する実態調査のほかに、法的規制等の実態調査と題して、千葉県、埼玉県、神奈川県、横浜市、川崎市の各放置艇(不法係留船)対策を所管する部局に対して、聞き取り調査を実施することとしている。

その聞き取り調査内容は、「公共係留施設の整備状況、放置艇対策の基本方針等、法的規制に関する実態(条例等の有無、条例等制定の背景経緯、届出登録制度の状況、代執行・移転措置の事例)」などとなっている。

しかしながら、この調査の相手方は各地方自治体であり、これらの調査内容は行政施策そのものであることから、職員自らが調査すべきものである。

局は、調査を行うに当たっては、調査項目ごとに外部に委託すべきものか否かを十分見極めて実施すべきである。

[ 経済性 ]



( 3 ) 委託結果の利・活用について

( 指摘事項 - 8 )

沿道整備計画を円滑に進めるよう、地元区との調整を十分に行うべきもの

沿道整備道路指定のため、調査委託を行ったが、地元区の動向を的確に把握しないまま、事業を進めたため、調査後約3年が経っているにもかかわらず、地元区との協議が行われない状況となっている。調査委託の成果を活かしつつ、沿道整備計画が円滑に進むよう地元区との調整に努めるべきである。 [建設局]

建設局は、道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道の整備を行うため、幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)に基づき、沿道整備道路の指定等を行っている。

沿道整備道路として指定するに当たっては、自動車交通量や道路交通騒音が基準に合致する道路であることの調査が必要となることから、局は、東京丸子横浜線(以下「中原街道」という。)について、平成12年度に「東京丸子横浜線沿道整備道路指定調査委託」契約を、Hと締結している(契約金額:525万円、契約期間:平成12.7.28~平成13.1.31)。

ところで、この沿道整備道路の指定をするためには、まず、中原街道に沿線する品川区及び大田区(以下「地元区」という。)との協議(同法第5条第3項)を整える必要がある。

しかしながら、局は、地元区の動向を的確に把握しないまま本事業を先行して進めてきたため、当該調査委託後、約3年が経過しようとしている監査日(平成15.11.18)現在においても、地元区との協議が行われていない状況となっている。また、このままでは調査委託も、無駄なものとなる可能性もある。

局は、調査委託の成果を活かしつつ、沿道整備計画が円滑に進むよう地元区との調整を十分に行われたい。

[有効性]

( 指摘事項 - 9 )

完成させた試作器を有効に利用すべきもの

2 か年による研究開発委託により完成させた「配水本管用漏水検知器」(以下「試作器」という。)の対応については、配水本管及び配水小管について、フィールド試験を重ね、そのデータを蓄積することにより、試作器の更なる改良を目指すこととしている。しかし、配水小管については、フィールド試験が全く行われておらず、配水本管についてもわずか1件のみとなっている。

多額の経費を要して完成させた試作器を、有効に利用すべきである。

[水道局]

配水本管における漏水は、道路陥没などの二次災害を伴う危険性が高く、早期に漏水の位置を特定することが重要である。このため、水道局は、電磁波を応用し、熟練を要さず、確実に配水本管の漏水を検知することができる機器を開発することを目的として、「配水本管用漏水検知器(以下「試作器」という。)の研究開発委託」契約を2年間継続して行っている(平成13年度契約金額:1,396万5,000円、平成14年度契約金額:2,733万1,500円)。

ところで、局は、この試作器の完成(平成15.3.7)後の対応として、配水本管(口径400mm以上)及び配水小管(口径50~350mm)について、フィールド試験を重ね、そのデータを蓄積することにより、試作器の更なる改良を目指すこととしている。

しかしながら、配水小管については、監査日(平成15.10.10)現在、フィールド試験が全く行われておらず、配水本管については1件のみとなっており、多額の経費を要して完成させた試作器が有効に利用されていない状態であることが認められた。

局は、試作器の更なる改良を目指して、完成させた試作器を有効に利用されたい。

[有効性]

( 指摘事項 - 10 )

関係機関に対し調査結果を早急に情報提供すべきもの

「歴史と文化の散歩道」の案内板、標識について、委託した調査報告書では、行方不明で確認できないもの、傷・汚れ等のあるもの合計で148基が報告されているが、この内容を、維持管理を行う関係機関に対して全く情報提供していない。調査結果を関係機関に対して早急に情報提供すべきである。 [生活文化局]

生活文化局は、「歴史と文化の散歩道現況調査業務委託」契約をIと締結している(契約金額:147万円、契約期間:平成13.9.5~平成14.1.31)。

当該調査は、平成8年度に局が整備した「歴史と文化の散歩道」(全23コース、全長240.5km)について、整備完了後5年が経過し、各コースの案内板、標識、水飲場、トイレ、目標建造物等に、破損、移動、滅失等の変化が生じていると考えられることから、その現況を実地に調査したものである。

このうち、局が設置した案内板、標識の維持管理については、申し合わせにより、国道については、道路占用許可を受けて生活文化局が行い、都道は建設局が、また、区市道は区市がそれぞれ所管する機関として行うこととしている。

ところで、この調査報告書について見たところ、表16のとおり、国道を除いた都道、区市道の案内板、標識について、行方不明で確認できないもの55基、傷・汚れ等のあるもの93基、合わせて148基が報告されている。

しかしながら、局は、当該報告を受けてから約1年9か月を経過した、監査日(平成15.10.31)現在においても、都道、区市道を管理する建設局及び関係区市に対し、その情報を提供していない状況となっている。

局は、関係機関に対し調査結果を早急に情報提供されたい。

[有効性]

(表16)案内板、標識の破損、滅失等の件数

内 容	案 内 板	標 識	合 計
全 体 数	125基	1,133基	1,258基
破損、滅失等の合計	16	132	148
行方不明で確認できない	2	53 (内、3件工事中)	55
傷・汚れ等のあるもの	14	79	93

( 指摘事項 - 1 1 )

調査委託費用について応分の負担を国に求めるべきもの

国土交通省の依頼を受け、交通事故調査委託を行っており、それにより得たデータを国へ送付しているが、国はそれを取りまとめて一つのデータベースとしている。しかし、現状では、当該調査委託により都が得るメリットは少なく、今後とも継続せざるを得ないならば、委託費用について、国に応分の負担を求めるべきである。 [建設局]

建設局は、国土交通省の依頼を受け、平成2年度から毎年、都道上での「交通事故調査」を委託により実施しており、その平成12年度から平成14年度における契約の内容は、表18のとおりとなっている。また、この「交通事故調査」は東京都だけでなく、各都道府県、政令指定市が、道路管理者として同様に実施しているものである。

ところで、当該調査の活用について国土交通省は、道路上での交通事故を分析するために、各道路管理者がそれぞれ警察の所有する交通事故原票を借り受け、デジタル道路地図上に落として整理したものを、取りまとめて一つのデータベースとするものであるとしている。

このため、建設局はこの調査委託で得たデータを国へ送付しているが、この調査費用については、国は一切負担しておらず、その上、国が取りまとめたデータベースについて、利・活用の取り決めがないことから、その利用ができないことが認められた。

こうしたことから、局は、調査結果を施策に一部活用しているものの、当該調査委託により都が得るメリットは少なく、今後とも調査委託を継続せざるを得ないならば、国に応分の財政負担を求めることが妥当であると判断される。

局は、毎年度多額の負担をしている「交通事故調査委託」の費用に関して、同様の自治体と十分な連携を図りながら、その応分の負担を国に対して求められたい。

[ 経済性 ]

( 表 1 8 ) 交通事故調査委託に係る契約金額の状況 ( 単位 : 千円 )

年 度	件 名	契 約 金 額
平成12年度	交通事故調査委託	19,337
平成13年度	交通事故調査(その1)	9,450
	交通事故調査(その2)	7,350
平成14年度	交通事故調査委託(その1)	8,400
	交通事故調査委託(その2)	6,085

( 指摘事項 - 1 2 )

避難困難街区予測システムについて、各区への速やかな対応を図るべきもの

木造住宅密集地域整備プログラムに関連して開発した避難困難街区予測システムは、各区における町丁目単位での避難路の状況を示すことなどを可能とするシステムであり、主に防災街づくりの事業主体である区が活用するため開発したものである。しかし、当該システムを各区には全く提供しておらず、今後速やかな対応を図られたい。 [住宅局]

住宅局は、「防災都市づくり推進計画」(阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、都市計画局が平成8年度に作成した計画)の下に作成した「木造住宅密集地域整備プログラム」(以下「木密プログラム」という。)が見直し・改訂の予定時期となったことから、平成12年度から平成14年度の3か年にわたり、表18のとおり、「木密プログラム更新等の調査委託」契約を締結している(平成12年度から平成14年度の計、8,581万2,515円)。

当該契約において、木密プログラムに関連して開発した避難困難街区予測システム(平成15.3.20完成)は、23区内の木造住宅密集地域における年代別・構造別の建物現況の最新データ等をもとに作成されており、地震発生時に、家屋などの倒壊による区域内道路の通行閉鎖確率を予測することにより、避難や消火・救済活動がどの程度困難になるかを洗い出し、23区における町丁目単位での避難路の状況を示すとともに避難困難街区の抽出等を可能とするシステムである。

そのため、局は当該システムについて、防災街づくりの事業主体である区に提供し、地域のまちづくり活動への支援として活用することとしているが、監査日(平成15.10.21)現在、このシステムを区に提供していない状況が見られた。

局は、当該システムについて、各区への速やかな対応を図られたい。 [有効性]

(表18)木密プログラムの各年度契約状況

(単位:千円)

年度	調査委託件名	委託内容	契約金額
平成12	木密プログラム改定の準備調査	平成13年度見直し・改訂の予定時期となり、前回調査の再調査と追加調査、前回調査時点から5年間の事業実績と効果の整理等	2,900
平成13	木密プログラム更新等の調査	木造住宅密集地域の現状把握、木造住宅密集地域整備地区の整備目標・方針の再設定のための資料収集等	19,471
平成14	木密プログラム更新等の調査	木造住宅密集地域整備プログラム更新等のための調査 木造住宅密集地域における震災時の避難困難街区予測システム検討調査等	63,441
合計			85,812

(意見・要望事項 - 1)

調査結果に基づき地域の実態にあった単価設定を行うよう検討すべきもの

自由処分の建設発生土に係る積算基準において、建設局、水道局、下水道局は、3局の統一単価を用いてきている。しかし、地域ごとに処分に要する調査単価が異なるものについては、施工場所と処分場との関係を十分考慮して、現行の統一単価を用いることなく、例えば23区と多摩地区の2つの施工地区ごとに単価設定をすべきである。

[建設局、水道局、下水道局]

東京都は、建設発生土の処分について、指定処分を原則としているが、単価契約工事や緊急工事では、発生土量は小規模で発生場所や時期が特定できず、業者の裁量による自由処分としている。

この自由処分の建設発生土に係る積算基準等の改定資料とするため、建設局、水道局、下水道局の3局は、平成9年度から合同で、表19のとおり、各年度「建設発生土処分実態調査作業委託」等契約を行っている（各局平成12年度から平成14年度の計、4,690万3,500円）。

具体的には、3局がそれぞれ当該年度の工事をもとに1<sup>m</sup>当たりの調査単価を算出した後に、3局分の工事データを建設局が集計を行い、1<sup>m</sup>当たりの調査単価を算出し、それに1.2（国土交通省が定めている土量変化率）を乗じて得た額を、次年度に採用する3局の統一単価にすることとしている。

ところで、3局がそれぞれに算出した1<sup>m</sup>当たりの調査単価について見ると、表20のとおり、各局で相当大きな相違がある。これは、各局が行う工事の施工場所（調査箇所）と発生土処分場との関係が影響しているものであり、表21のとおり、水道局及び下水道局は、施工場所が23区で、処分場としては千葉県が多く調査単価が安くなっている。一方、建設局は、施工場所として多摩地区が多いため、主たる処分場は多摩地区が多く調査単価が高くなっていることが見受けられた。

このように、地域ごとに処分に要する調査単価が異なるものについては、施工場所と処分場との関係を十分考慮して、現行の統一単価を用いることなく、例えば23区と多摩地区の2つの施工地区ごとに単価設定をすべきである。そうすれば割高の発注につながるのではなく、結果的に処分経費の削減が見込まれるところである。

各局は、調査結果に基づき、地域の実態にあった単価設定を行うよう検討されたい。

[有効性・経済性]

(表19) 3局の各年度調査作業委託契約金額 (単位: 千円)

年 度	建設局	水道局	下水道局
平成12年度	7,455	4,410	5,565
平成13年度	9,135	4,830	5,040
平成14年度	3,570	2,719	4,179
合 計	20,160	11,959	14,784

上記金額には、発生土以外の処分費調査費を含む。

(表20) 3局統一単価を100とした場合の各局調査単価の指数

年 度	建設局	水道局	下水道局	次年度採用統一単価 (1.2を乗じる前)
平成12年度	102		59	100
平成13年度	112	60	59	100
平成14年度	105	61	50	100

小数点以下は、四捨五入した。

(表21) 3局の施工場所と処分場の関係 (平成14年度調査)

区 分	施工場所		処分場	
建設局	多摩	73件	多摩	67件
			埼玉	6
	23区	5	千葉	3
			埼玉	2
水道局	23区	64	千葉	38
			埼玉	9
			栃木	7
			茨城	5
			神奈川	3
			多摩	2
下水道局	23区	25	千葉	19
			埼玉	5
			茨城	1

( 意見・要望事項 - 2 )

調査報告書を関係機関に送付するなど情報の面から適切に対応すべきもの

公共交通機関(バス)の走行実態調査委託により、バス優先対策メニューとして21項目を取り上げているが、対応すべき機関として明示されている、バス事業者等に報告書を送付するなどして、情報提供の面から適切に対応されたい。

[警視庁]

警視庁は、バス優先対策実施計画書案を作成することを目的として、都内のバス路線(120路線240方向)の走行状況調査結果を基に、今後進めるべきバス優先対策の必要箇所、対策内容、優先順位などについて分析を行うため、平成12年度から平成14年度の3年間において、表22のとおり調査委託契約を締結している(契約金額:平成12年度から平成14年度の計、4,845万7,000円)。

当該調査委託は、平成12年度及び平成13年度の2年間で実地調査を行い、最終の平成14年度で、実地調査での問題をとりまとめ、その対策メニューとして21項目を取り上げており、その各項目別に、対応すべき機関として、交通管理者(警視庁)をはじめ、バス事業者、道路管理者及び鉄道事業者が明示されている。

ところが、この報告内容を、監査日(平成15.11.7)現在、関係機関に送付していないことが認められた。

庁は、調査委託により得られた成果を、より有効なものとするため、バス事業者などの関係機関に送付するなど、情報提供の面から適切に対応されたい。

[有効性]

(表22)各年度の契約状況

(単位:千円)

区 分	件 名	契約金額
平成12年度	公共交通機関(バス)の走行実態調査委託	22,050
平成13年度	公共交通機関(バス)優先化方策の検討調査委託	17,850
平成14年度	バス優先対策必要区間の抽出に関する分析業務委託	8,557



( 4 ) 調査研究委託の契約方法について

( 指摘事項 - 13 )

契約方法について見直しを行うべきもの

東京消防庁は、地震災害の防止に関する調査研究委託について、「過去の調査研究と密接に関連している」、「実績がある」という理由で、昭和59年度から、ほぼ一貫して特命随意契約しているが、契約方法について見直しを行うべきである。

[東京消防庁]

東京消防庁は、地震災害の防止に関する調査研究について、昭和47年度からテーマを選定し、毎年度実施している。

ところで、庁は、昭和59年度からは、ほぼ毎年度、調査内容にかかわらず「過去の調査研究と密接に関連している」、「実績がある」という理由で、表23のとおり、「」と特命随意契約により契約している。

しかしながら、特命随意契約は例外的な契約方法であり、単に「密接に関連がある」、「実績がある」という理由だけでは、特命理由として十分ではなく、委託の性質又は目的が競争入札に適しないとする具体的な理由が必要である。

庁は、調査研究の内容に応じて、関連する分野のノウハウを有する他の業者、研究機関等において調査・研究が可能なものは、特命随意契約によらず競争入札による契約方法に改めるなど、見直しを行われたい。

[ 合規性 ]

( 表 2 3 ) 地震災害の防止に関する調査研究の状況

( 単位 : 千円 )

年 度	件 名	契約金額	受 託 者
平成12年度	地域活動のアセスメントシステムの調査	19,623	」
平成13年度	市街地火災の延焼拡大及び抑止効果の解明に関する調査	19,000	”
平成14年度	消火活動の最適化に関する調査	20,950	”

( 指摘事項 - 14 )

主任調査員等の労務単価の積算を適切に行うべきもの

主任調査員等の労務単価については、局で積算基準を有していないため、関係業者から下見積りを徴するなどにより、積算しているが、同程度の業務を行う他局の労務単価と比較すると、高額なものとなっている。局は経済性などを十分考慮して、労務単価の積算を適切に行うべきである。 [ 福祉局 ]

福祉局で実施した、「平成13年度東京都介護IT活用の研究の委託」外8件（契約総額：6,009万1,458円）における積算の状況について見たところ、局は、労務単価に係る積算基準を有していないことから、関係業者から下見積りを徴するなどにに基づき、主任調査員（主任研究員）の予定単価を積算していた。

ところで、主任調査員とは、一般に専門的な知識・経験を必要とし、調査の他、予測及び評価、報告書の作成等の内容的・技術的にも困難な業務を行う者とされているが、同程度の業務内容を必要とする他の局の主任技師の積算基準単価を見ると、平成13年度で5万2,100円（平成14年度5万1,600円）となっている。

しかしながら、表24の9件の調査委託における主任調査員の労務単価は、9万8,000円と10万円であり、他の局の単価と比べ、高額なものとなっている。

局は、経済性を考慮し、他の局単価を参考にするなど、調査研究委託に係る労務単価の積算を適切に行われたい。

[ 経済性 ]

(表24) 主任調査員等の労務単価

(単位：円)

年度	件名	主任調査員 単価	他局主任技師 単価
平成 13	東京都介護IT活用の研究の委託(契約金額： 949万4,100円)	98,000	52,100
	高齢者医療センター併設地域病院における民間資金等を活用する手法の採用に関する調査に係る委託契約(契約金額：627万0,600円)	100,000	
	「東京の介護保険を育む会」の議事運営に係る調査研究委託(契約金額：945万円)	98,000	
	介護保険を育むための都民の意識・要望調査委託(契約金額：934万5,000円)	98,000	
	給付管理ソフト改善提案等に関する実態調査の委託(契約金額：233万4,843円)	98,000	
	「ケアマネジメント事例研究検討会」における検討結果の分析及び報告書作成の委託(契約金額：210万円)	98,000	
平成 14	「東京の介護保険を育む会」の議事運営に関する調査研究委託(契約金額：848万8,725円)	100,000	51,600
	東京都介護IT活用の研究の委託(契約金額：945万8,190円)	98,000	
	「ケアマネジメント事例研究検討会」における検討結果の分析及び報告書作成の委託(契約金額：315万円)	98,000	

( 指摘事項 - 15 )

調査委託契約における諸経費率の設定に当たり経済性を考慮し適切に行うべきもの

カラス対策の効果の検討に係る調査委託の積算において、平成13年度と平成14年度を比較すると、調査手法は、ほぼ同一で行っているにもかかわらず、諸経費率が大幅に増加していることから、その設定に当たり、経済性を考慮し適切に行うべきである。 [環境局]

環境局は、カラス対策の効果の検討及びその見通しの資料とするため、平成13年度から継続して、カラス生息状況調査委託契約を行っている（契約金額：平成13年度1,596万円、平成14年度1,785万円）。

ところで、平成13年度と平成14年度の積算内容を比較したところ、表25のとおり、平成14年度は、調査回数を9回減らすとともに、調査結果の精度を上げるとして調査人員を増加させている。

また、一方において、ほぼ同一の手法で調査を実施しているにもかかわらず、諸経費率については、平成13年度は33%としていたものを、平成14年度は53.7%に上げている。

これは、平成14年度契約において、契約相手方を公益法人との特命随意契約から指名競争入札に変更したことなどを考慮し、「環境局委託契約積算方法」に基づき、上限の範囲内で積算しているものであるが、諸経費率の設定に当たっては、基準を一律に当てはめることなく、前年度の実績や契約内容の特性などを踏まえ、適切な積算を行う必要がある。

局は、調査委託契約における諸経費率の設定に当たり、経済性を考慮し適切に行われたい。

[ 経済性 ]

( 表 25 ) カラス生息状況調査委託に係る予定価格の積算状況 ( 単位 : 円 )

区 分	平成14年度	平成13年度	
調査の内容等	都内40か所のねぐら調査	都内39か所のねぐら調査	
調査回数	40回 (1か所1回調査)	49回 (1か所1回調査。但し、大規模な10か所は、2回調査)	
契約方法	指名競争入札	特命随意契約	
契約の相手方	K	L	
積算内訳	直接人件費	11,371,600	10,901,000
	直接経費	921,000	739,000
	諸経費(直接人件費に対する割合)	6,107,400 (53.7%)	3,598,096 (33.0%)
	消費税等	920,000	761,904
	積算金額	19,320,000	16,000,000

( 指摘事項 - 16 )

郵送料の積算を適切に行うべきもの

調査委託の中で、郵送料の積算において、返送数の規模は、発送したものの全てが返送されるという見込みで行っているため、委託の実績では、郵送料が過大となっている。委託する際の積算を適切に行うべきである。 [産業労働局]

産業労働局は、郵送による各種のアンケート調査を委託により実施している。

ところで、「多摩地域中小企業振興センター機能等調査」(契約金額：143万8,500円)、「債券市場第3回参加企業調査」(契約金額：174万3,000円)及び「経営実態調査」(契約金額：312万9,000円)における郵送料の積算方法について見ると、表26のとおり、返送数は、アンケートを発送したものの(表26中の発送には、アンケート以外の3,000通が含まれている。)全てが返送されるという見込みで積算されている。

しかしながら、委託実績で見ると、返送数が積算と実績で大きく乖離する<sup>かいり</sup>など、結果として、郵送料が約102万円過大に積算されていることが認められた。

局は、委託する際、郵送料の積算を適切に行われたい。

[経済性]

(表26) 郵送料が過大積算となっている調査委託

(単位：円、通)

件名		郵送数	発送	返送	郵送料相当分
多摩地域中小企業振興センター機能等調査委託 (平成13年度)	積算	12,000	6,000	6,000	1,020,000
	実績	7,667	5,942	1,725	約 690,000 試算
	差	4,333	58	4,275	約 330,000 試算
「債券市場(CLO)第3回参加企業調査」委託 (平成14年度)	積算	2,000	1,000	1,000	220,000
	実績	1,602	1,000	602	約 176,000 試算
	差	398	0	398	約 44,000 試算
経営実態調査委託 (平成14年度)	積算	9,400	6,200	3,200	1,504,000
	実績	5,320	4,600	720	約 850,000 試算
	差	4,080	1,600	2,480	約 654,000 試算
計	積算	23,400	13,200	10,200	2,744,000
	実績	14,589	11,542	3,047	約 1,716,000 試算
	差	8,811	1,658	7,153	約 1,028,000 試算

(注)1 各委託契約で使用した単価は次のとおりである。

積算：発送@90、返送@80      実績(試算)：発送、返送@90

積算：発送、返送@110      実績(試算)：発送、返送@110

積算：発送、返送@160      実績(試算)：発送、返送@160



# 行政監査(事業別監査)の結果

精神障害者社会適応訓練事業ほか 5 事業

## 目 次

### 第 1 監査の範囲

1 行政監査（事業別監査）の目的	4 9
2 監査対象事業	4 9
3 監査対象局	4 9
4 実地監査期間	4 9

### 第 2 事業別監査の結果

1 精神障害者社会適応訓練事業	5 0
2 精神保健福祉センターにおける入所生活訓練事業	5 3
3 精神障害者通院医療費公費負担	5 6
4 水質環境測定業務	5 8
5 河川・海面清掃事業	6 1
6 放置船舶対策	6 4



## 行政監査（事業別監査）

### 第1 監査の範囲

#### 1 行政監査（事業別監査）の目的

行政監査は、都の事業のうち特定の事業を選定し、主として、有効性、効率性等の観点から具体的に検証し、評価するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項に基づき実施するものである。

#### 2 監査対象事業

今回の行政監査では、精神障害者社会復帰に関する施策から3事業を、水域環境の保全に関する施策から3事業を、それぞれ選定し、全体で下記の6事業を事業別監査として実施した。

- （1）精神障害者社会適応訓練事業
- （2）精神保健福祉センターにおける入所生活訓練事業
- （3）精神障害者通院医療費公費負担
- （4）水質環境測定業務
- （5）河川・海面清掃事業
- （6）放置船舶対策

#### 3 監査対象局

健康局、環境局、建設局及び港湾局の4局を対象とした。

#### 4 実地監査期間

平成15年10月7日から同年11月18日まで 27日間

## 第2 事業別監査の結果

### 1 精神障害者社会適応訓練事業

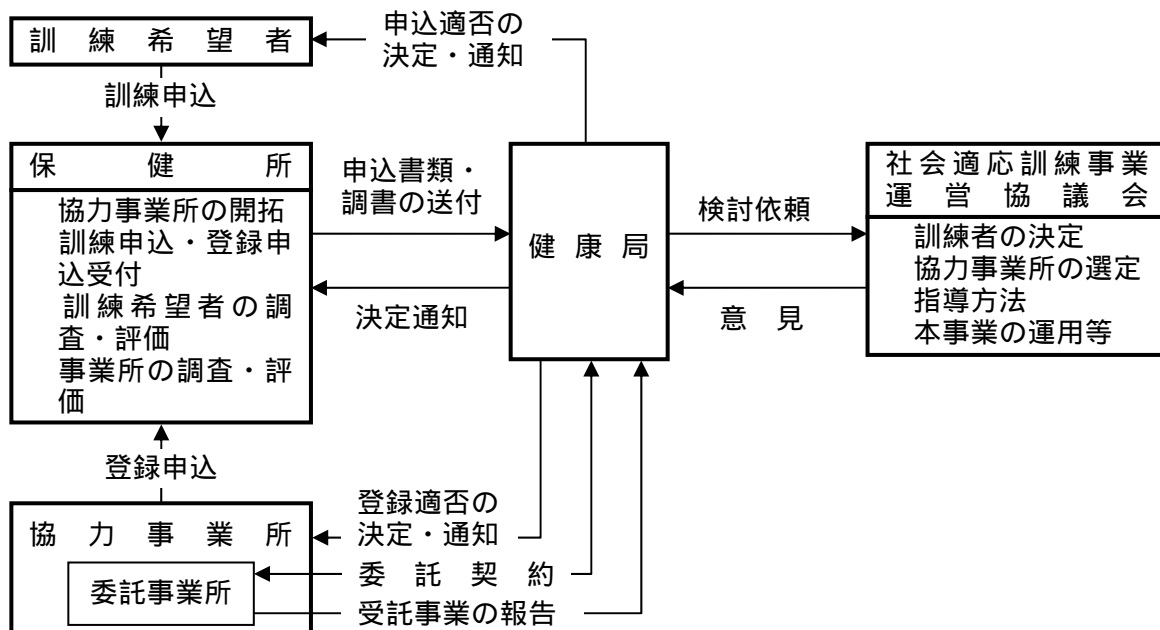
#### (1) 事業の概要

本事業は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第50条の4の規定に基づき、精神障害者がその社会復帰に理解のある事業所に一定期間通い、就労への意欲、仕事の集中力、持続力、人付き合いなど社会復帰に必要な適応能力の向上を図ることを目的として実施されている。

事業内容は、都が協力事業所のうちから訓練者に適切な事業所を選定し、当該事業所と契約を締結して訓練を委託するもので、訓練内容は、クリーニング業、清掃業、包装業、食品加工業、機械部品組立て等、障害者にとって容易で危険のない作業である。協力事業所に対する訓練の委託料としては、訓練者1人につき1日3,465円を支払い、そのうち1,100円は訓練手当として訓練者に支給することとなっている。

事業実施の流れについては図1のとおりである。各保健所は、訓練希望者からの訓練申込み及び協力事業所の登録申込みの受け付けを行うほか、協力事業所の開拓を行うこととされている。また、訓練者及び協力事業所については、保健所が精神保健福祉センターの支援を受けながら訓練希望者等の調査、評価を行い、この調査、評価に基づき健康局は、学識経験者等で構成される社会適応訓練事業運営協議会に訓練者の決定及び協力事業所の選定等について意見を聞いた上で、決定及び選定を行う。決定後、健康局と協力事業所の間で委託契約が締結され、訓練が開始される。

(図1) 事業のしくみ



(表1) 事業費

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度
事業費	40,591	36,808	36,296
特定財源(国庫支出金)	11,064	10,054	10,486

## (2) 監査の観点及び結果

精神障害者社会適応訓練事業については、事業は所期の目的どおり成果を上げているか、事業は効率的、効果的に執行されているかなどの観点から検証を行ったが、その結果、おおむね適切に運営されていることが認められた。

ただし、わが国の精神保健福祉施策が入院医療中心から地域におけるケアへという大きな流れの中で、精神障害者の社会復帰のための施策は益々重要となっており、本事業は、さらに拡充していく必要があることが認められた。その点から、次のような意見・要望事項を付すこととした。

## (意見・要望事項)

精神障害者社会適応訓練事業については、より多くの精神障害者が本事業を利用できるよう協力事業所の新規開拓を進めるため、保健所や区市町村と連携し、事業者に対する本事業の普及活動を積極的に行うことが必要である。

また、すでに登録されている協力事業所についても積極的に活用を図るため、協力事業所の意向にも配慮しつつ、協力事業所の情報を保健所や区市町村との間で共有化を図ることが不可欠である。〔健康局〕

本事業の平成11年度以降の実績を見ると、表2のとおり、協力事業所として登録された事業所は毎年増加しているものの、実際に訓練を委託した協力事業所(以下「委託事業所」という。)は横ばいで推移している。これに伴い、訓練者数も実人員ベースではわずかに増えてはいるものの、同様な傾向で推移しており、事業は伸び悩んでいる状況となっている。

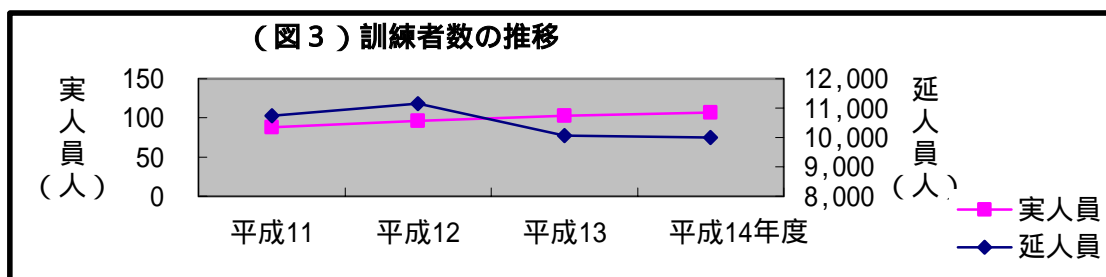
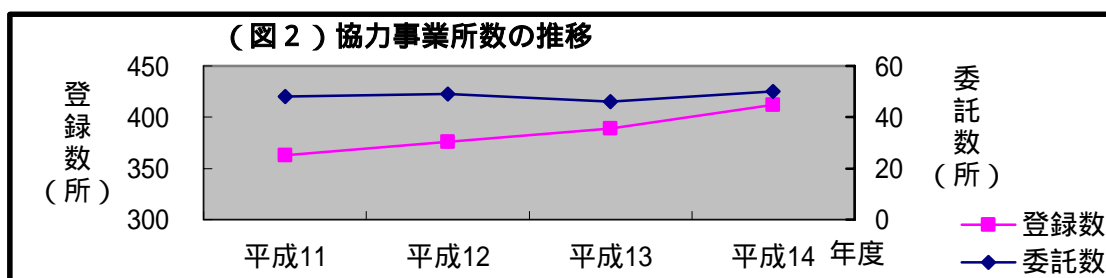
これは、経済状況の低迷という中で委託事業所の開拓が進まないという事情があるが、協力事業所の開拓方法の面でも、次のような問題があると考えられる。

協力事業所を新規に開拓するためには、事業者に対して本事業への理解と協力を求め、訓練者の受け入れを積極的に働きかけることが必要である。しかし、健康局では、必ずしも事業者に対する普及活動を十分行っていない状況が見られた。

協力事業所として一旦登録されると、その後訓練者の受入実績がなくてもそのまま登録だけ続き、活用されていない面がある。このため、既に登録されている協力事業所についても、事業主の意向、事業状況、作業内容など最新の状況を十分に把握し、協力関係を維持していくことが不可欠である。しかし、実態を見ると、都全域の協力事業所の情報が、都や保健所、区市町村との間で共有化されていないため、地域における協力事業所への働きかけの体制が弱くなっている。

健康局では、より多くの精神障害者が本事業を利用できるよう協力事業所の新規開拓を進めるため、保健所や区市町村と連携し、事業者に対する本事業の理解と協力が得られるよう普及活動を積極的に行うことが必要である。

また、既に登録されている協力事業所についても、その活用を図るため、協力事業所の意向にも配慮しつつ、協力事業所の情報を都や保健所、区市町村との間で共有化を図ることが不可欠である。



(表2) 協力事業所数等の推移

年度	協力事業所数		訓練者数	
	登録数	委託数	実人員	延人員
平成11年度	363所	48所	88人	10,743人
平成12年度	376所	49所	96人	11,143人
平成13年度	389所	46所	103人	10,058人
平成14年度	412所	50所	107人	9,995人

(注1) 登録数は、協力事業所の累積数である。

(注2) 委託数は、登録された事業所の中で実際に訓練者を受け入れている事業所数である。

## 2 精神保健福祉センターにおける入所生活訓練事業

### (1) 事業の概要

精神保健福祉センターは、精神障害者福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導などの業務を行う地域における精神保健福祉の中核的施設であり、都では、中部総合精神保健福祉センター（以下「中部総合センター」という。）多摩総合精神保健福祉センター（以下「多摩総合センター」という。）精神保健福祉センターの3センターが設置されている。

このうち、中部総合センター及び多摩総合センターでは、精神病院から直接地域社会に退院できない精神障害者の社会復帰を支援するための入所による生活訓練施設として、社会復帰病室とホステルを運営している。

社会復帰病室は、利用者個々の障害及び社会復帰を妨げる要因や利用者を取り巻く環境を把握し、服薬や金銭の自己管理等必要な訓練を行い、ホステルに移る準備を行うものであり、医療法上の精神病床である。定員はそれぞれ20名で、利用期間は原則として6か月である。

また、ホステルは、個室を利用し、服薬や金銭の自己管理のほか、居室の使い方や自炊の練習等の日常生活技術を身につけさせるとともに、職場探しやアパート確保等、地域で自立した生活ができるよう支援を行うものであり、精神保健福祉法第50条の2第1項第1号に規定する生活訓練施設である。定員はそれぞれ40名で、利用期間は、中部総合センターが原則として1年、多摩総合センターが原則として6か月（3か月延長可）である。このほか、ホステルでは、地域で生活する精神障害者が一時的に援助を受ける必要がある場合に短期入所させる、一時入所事業も行っている。

(表1) 入所による生活訓練の利用実績（延べ人数）

(単位：人)

区分	施設名	平成12年度	平成13年度	平成14年度
社会復帰病室	中部総合センター	6,784	6,819	6,851
	多摩総合センター	6,347	5,801	6,261
ホステル	中部総合センター	12,458	12,953	12,622
	多摩総合センター	13,004	11,974	12,373

(表2) 精神保健福祉センター事業費

(単位：千円)

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	
事業費	614,671	593,613	586,597	
特定財源	使用料及手数料	371,993	343,257	360,240
	国庫支出金	137,142	103,006	95,944

## ( 2 ) 監査の観点及び結果

精神保健福祉センターにおける入所訓練事業については、入所による生活訓練事業が所期の目的に沿って効果的に行われているか、施設利用者の費用負担は適切なものとなっているかなどの観点から検証を行った。

その結果、事業が効果的に行われているかという観点では、社会復帰病室、ホステルともに利用率は比較的良好であること、また、就労・就学、家庭復帰等によりホステルを退所した者の割合も民間の生活訓練施設を大きく上回っていることなどから、おおむね適切に運営されていると認められた。

しかし、ホステルにおいて利用者の費用負担の面から、次のような意見・要望事項を付すこととした。

### ( 意見・要望事項 )

精神保健福祉センターのホステルは、民間の生活訓練施設と全く同様の機能を持ち運営しているにもかかわらず、利用者に対して、センター開設以来、賄費(食費)のみを実費として徴収しているだけである。健康局は、民間の生活訓練施設の利用者との負担の公平性の面を考慮し、今後、ホステル利用者の費用負担の適正化について検討を行うことが望まれる。〔健康局〕

精神保健福祉センターのホステルについて利用者の費用負担を見たところ、表3のとおり、総合センターの開設以来、賄費(食費)のみを実費として徴収しているだけで、利用料は徴収していない。一方、総合センターのホステルと全く同様の機能を持つ民間の生活訓練施設(7施設)では、「東京都精神障害者社会復帰施設運営費等補助金交付要綱」により、いずれも食費や光熱水費等の実費以外に利用料として月1万円から4万円を徴収している状況となっている。



健康局は、民間の生活訓練施設の利用者との負担の公平性の面を考慮し、今後、ホステル利用者の費用負担の適正化について検討を行うことが望まれる。

(表3) ホステル及び民間の生活訓練施設における利用料金の徴収状況

施設名	利用料金	光熱水費	食費	
中部総合センター	-	-	賄費(朝食256円、 昼食・夕食各360円)	
多摩総合センター	-	-		
民間	A	10,000円/月	5,000円/月	利用料金とは別に徴収
	B	12,000円/月	5,000円/月	同上
	C	生活保護受給者以外 40,000円/月 生活保護受給者 20,000円/月	-	同上
	D	15,000円/月	2,000円/月	同上
	E	10,000円/月	3,000円/月	同上
	F	700円/日 (21,000円/月)	-	同上 (利用料金に朝食を含む)
	G	10,000円/月	-	利用料金とは別に徴収

### 3 精神障害者通院医療費公費負担

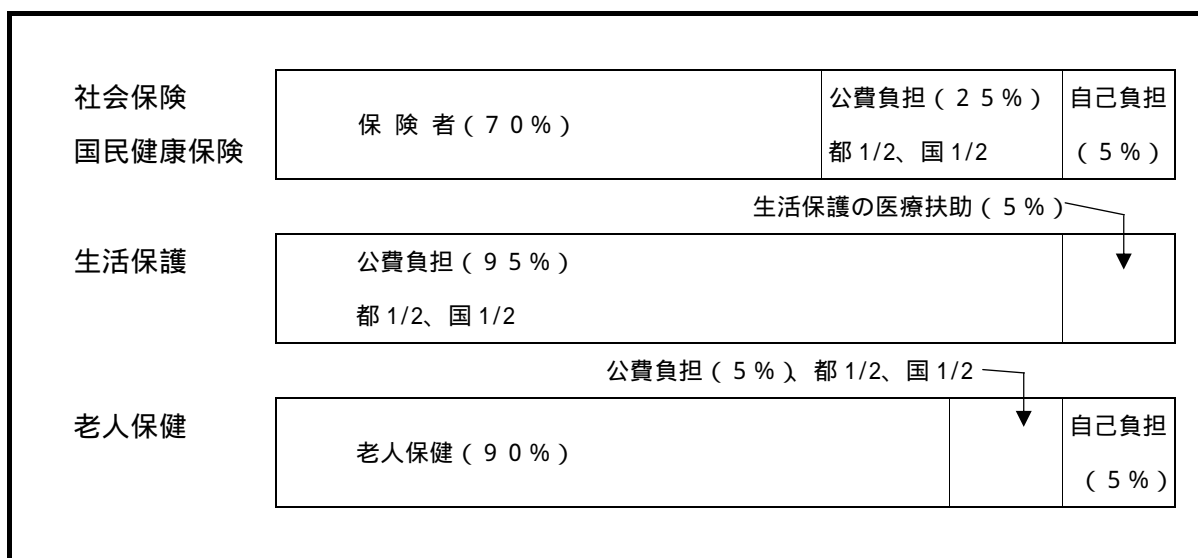
#### (1) 事業の概要

精神障害者通院医療費公費負担制度（以下「公費負担制度」という。）は、精神保健福祉法第32条の規定に基づき、精神疾患を有している患者が病院、診療所等において通院医療を受ける場合、その医療に必要な費用の一部を公費で負担する制度である。平成14年度実績では、この制度を利用している患者は10万395人であり、都は約132億円（国庫支出金約65億円）の公費負担を行っている。

この公費負担制度の仕組みは、患者が通院医療した場合に、図1の費用負担区分のとおり、社会保険、国民健康保険適用の場合では、その要した費用のうち保険者負担分を除いた患者自己負担分を対象に、公費で負担するものである。

公費負担申請の手続としては、申請者がその居住する区市町村長を経由して都に申請を行い、これを受けて、都（中部総合精神保健福祉センター）では、東京都精神障害者保健福祉手帳等審査会による審査を経た上で、公費負担の決定を行うこととなっている。

#### (図1) 費用負担の区分



#### (2) 監査の観点及び結果

公費負担制度については、所期の目的に沿って適正に運用されているかなどの観点から検証を行ったが、その結果、その運用に関して、次のような意見・要望事項を付すこととした。



(意見・要望事項)

精神障害者通院医療費公費負担については、健康局が通院医療費に係る診療報酬請求明細書を点検した結果、その一部について制度の範囲外と考えられる請求の状況が確認された。制度の適正な運用を図るため、点検結果の状況を審査支払機関に情報提供するとともに、医療機関に対しても適切な請求を促すなどの方策を検討する必要がある。[健康局]

精神障害者通院医療費公費負担制度の利用については、近年、公費負担額が全国的に大きく増えてきている。都における実績を見てみても、表1のとおり、平成8年度では約68億1,600万円であったものが、平成14年度では約132億700万円と、わずか6年間で1.9倍の伸びとなっている。これは、利用者数が増加しているという要因のほかに、制度の趣旨を超えて、精神障害に起因しない疾患についても公費負担制度を適用していたことなどによるものと考えられている。そこで、国においては、厚生労働省通知「精神障害者通院医療費公費負担事務取扱要領」を改正し、公費負担制度の対象となる医療の範囲について、平成14年度から「精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態」に限定したところである。

これに伴い、健康局では、制度の範囲外の医療について公費負担の請求が行われていないかどうか実態を把握するため、都が保険者として直接保管管理をしている生活保護受給者等の通院医療費に係る診療報酬請求明細書(以下「レセプト」という。)について、平成15年1月から委託により点検を行った。

この結果を見ると、点検した30万7,712件のレセプトのうち、制度の範囲外と考えられる医療に係る公費負担の請求件数及び請求金額は、平成15年1月から同年11月までの累計で6,275件、2,138万1,340円となっており、健康局では、今後、社会保険診療報酬支払基金にこれらのレセプトを返戻し、医療機関に再請求させるよう求めることとしている。

公費負担利用の大部分である国民健康保険、社会保険等に係るレセプトについては、都が保険者でないため保管管理していないことから今回の点検の対象外となっているが、同様に制度の範囲外と考えられる多額の医療費の請求が行われていることが推測される。

健康局は、公費負担制度の適正な運用を図るため、今回の点検結果の状況を審査支払機関に情報提供するとともに、医療費の請求が制度の範囲内かどうかを第一義的に判断する医療機関に対しても、適切な請求を促すなどの方策を検討する必要がある。

(表1)都における通院医療費公費負担額及び対象者数の推移 (単位:百万円、人)

区分	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
公費負担額	6,816	7,960	9,291	10,234	11,239	12,310	13,207
対象者数	58,484	61,874	71,910	77,380	86,238	91,155	100,395

## 4 水質環境測定業務

### (1) 事業の概要

水質環境測定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第15条（常時監視）及び第16条（測定計画）に基づき、健康項目、生活環境項目など63項目について、水質環境測定点における水質測定を行う事業である。

昭和46年度より実施しており、東京都内では、河川111地点、湖沼2地点、海域50地点、合計163地点の水質環境測定点が設けられている。このうち、東京都は、122地点で測定しており、その内訳は、河川70地点、湖沼2地点、内湾31地点、運河19地点となっている。

この測定結果は、環境局をはじめとする関係局において、河川流域や港湾区域の水質汚濁の状況を示す基礎データとして、年次推移など汚濁状況の把握や水域類型の指定・改訂などに活用されるとともに、東京地域公害防止計画（第6次（平成9年度～13年度）、第7次（平成14年度～18年度））等の事業計画の作成に活用されている。また、水質環境測定の結果は、水質汚濁防止法第17条（公表）に基づき、都の結果のみならず、他の測定者（国土交通省、八王子市、町田市）の結果も含めて毎月、水質調査結果速報としてインターネットで公表している。さらに、年間データについても解析などを行い、例年翌年の8月頃公表している。

(表1) 事業費

(単位：千円)

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度
事業費	168,630	162,750	102,092
特定財源（国庫支出金）	36,456	43,770	35,384

### (2) 監査の観点及び結果

水質環境測定業務については、水質環境測定が法令に基づき適正に実施されているか、測定結果は都の施策に活用されているかなどの観点から検証を行った。

その結果、水質環境測定は法令に基づき適正に実施され、都民への公表もおおむね適切に実施されていることが認められた。しかし、測定結果の状況については、次のような意見・要望事項を付すこととした。

(意見・要望事項)

河川の水域類型について見ると、隅田川を除く5河川では、現行水域類型より上位の水域類型の環境基準を達成するなどの状況となっている。現行の水域類型に改訂してから既に6年以上経過していることから、環境局は、環境基準の達成状況等を勘案した水域類型の改訂について、検討することが望まれる。

[環境局]

水域の類型指定は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項に基づき、国又は都道府県知事が、水質汚濁の防止を図る必要のある公共用水域を対象として各水域ごとに類型を当てはめていくものである。東京都内では、河川57水域(うち1水域は都内に環境基準点がない)、海域4水域が対象となっており、国が河川9水域、海域4水域の類型指定を行い、都が河川47水域の類型指定を行っている。

河川の水域類型に当たっては、水域類型の指定又は改訂の際に達成期間を定め、可及的速やかにその達成維持を図るものとされている(「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、第3))。現に著しい人口集中等が進行している地域に係る水域等については、5年以内に環境基準を達成することを目途とすることとなっている(同基準第3)。

各類型の環境基準は、表2のとおりであるが、この水域類型は固定したものではなく、水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴って適宜改訂することとされている(同基準第4)。

ところで、東京港に流入する6河川のBOD(生物化学的酸素要求量)水質値について見たところ、平成9年度から平成14年度までのBOD75%水質値の平均では、表3のとおり、隅田川を除く5河川で、現行水域類型より上位の水域類型の環境基準を達成している。

特に、C類型とされている内川や、D類型とされている古川及び目黒川では、平成9年度から平成14年度のいずれの年度においても、現行より上位の環境基準を達成している状況にある。

これは、平成7年度から「城南河川清流復活事業」(下水道局落合処理場の高度処理水を古川、目黒川及び呑川に送水する事業)を実施したことなどから、水質が改善されたものであり、平成9年5月には、立会川を除く5河川について、現行の水域類型に格上げしている。しかし、それ以降既に6年以上経過していることから、環境局は、環境基準の達成状況等を勘案した水域類型の改訂について検討することが望まれる。

(表2) 河川における類型及び環境基準 (BOD水質)

類 型	B O D 水 質	類 型	B O D 水 質
A A	1 m g / ℓ 以下	C	5 m g / ℓ 以下
A	2 m g / ℓ 以下	D	8 m g / ℓ 以下
B	3 m g / ℓ 以下	E	1 0 m g / ℓ 以下

(注) BODは、Biochemical Oxygen Demandの略称で、溶存酸素(DO)が十分ある中で、水中の有機物が好気性微生物により分解されるときに消費される酸素の量の数値を示す。河川の水質を示す代表的な指標である。

(表3) 東京港に流入する6河川のBOD測定状況の推移 (BOD75%水質値)

河川名	環境基準点	類型	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成9年度 から平成14 年度までの 平均
隅田川	両国橋	C	3.1 (C)	3.0 (B)	2.9 (B)	2.9 (B)	4.0 (C)	2.9 (B)	3.1 (C)
古川	金杉橋	D	2.6 (B)	2.0 (A)	2.7 (B)	3.6 (C)	2.0 (A)	2.3 (B)	2.5 (B)
目黒川	太鼓橋	D	3.2 (C)	2.5 (B)	4.8 (C)	4.0 (C)	3.2 (C)	3.0 (B)	3.5 (C)
立会川	立会川橋	E	7.3 (D)	5.9 (D)	5.1 (D)	13.0 (-)	5.9 (D)	3.1 (C)	6.7 (D)
内川	富士見橋	C	2.6 (B)	2.4 (B)	2.3 (B)	2.7 (B)	2.4 (B)	2.5 (B)	2.5 (B)
呑川	夫婦橋	D	3.0 (B)	5.3 (D)	3.4 (C)	5.0 (C)	4.4 (C)	2.8 (B)	4.0 (C)

(注1) BOD75%水質値とは、BODの測定結果が環境基準に適合しているか評価する際、毎月毎のデータが年間12個ある場合、水質の良い順に並べて9番目の値をいう。

(注2) ( )内は、上段の数値が達成している環境基準である。

(注3) ■内は、上位の水域類型の環境基準を満たしていないものである。

## 5 河川・海面清掃事業

### (1) 事業の概要

河川清掃は、河川の浄化を図るとともに、美観を保持するため、河川法（昭和39年法律第167号）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づいて、河川に浮遊する様々なごみを取り除くものであり、昭和24年度より実施している。23区における都知事管理河川のうち船舶の航行可能な29河川を対象としている。

環境局は、都所有の清掃船11隻及びごみ運搬船1隻を配置し、財団法人東京都環境整備公社（以下「環境整備公社」という。）に河川清掃事業を委託している。

環境整備公社との契約においては、河川の水面に浮遊するごみ等を除去すること、特別区内の知事が管理する河川で清掃用船舶が航行可能な水域を清掃の範囲とすることと定められており、環境整備公社は、河川のごみの浮遊状況、河川の規模や周辺の環境、河川水深などによる清掃船の動線などを考慮して、表3のとおり、対象河川別に週あたり何回清掃するかの清掃執行基準を設定し、作業計画を提出して、計画に従って河川清掃を実施している。

(表1) 河川清掃作業実績 (単位：トン)

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
清 掃 実 績	648	833	656

(注) 機械船(6)・小型手作業船(2)・手作業船(3)・運搬船(1) 合計12隻

(表2) 事業費 (単位：千円)

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度
事 業 費	471,415	436,142	406,458
特 定 財 源	0	0	0

(表3) 河川清掃作業内容 (平成14年度)

区 分	主 な 河 川 名
5回/1週 実施	隅田川、神田川、大横川
4回/1週 実施	中川
3回/1週 実施	旧江戸川、日本橋川、横十間川
2回/1週 実施	新河岸川、綾瀬川
1回/1週 実施	目黒川、旧江戸川、呑川、海老取川

海面清掃は、船舶の航行上の障害を除去するとともに、水質悪化や悪臭等を防止するため、港湾区域内の発泡スチロール廃棄物等のじん芥類を取り除くものであり、昭和29年度より実施している。

港湾局は、都所有の清掃船6隻及びごみ運搬船1隻を配置し、財団法人東京港埠頭公社(以下「埠頭公社」という。)に事業を委託している。埠頭公社との契約においては、「東京港湾区域に掲げる場所においてじん芥類を収集し、これを処理し、清潔な環境を維持するため必要な作業を常時実施するものとする。」とされている。

(表4) 海面清掃作業実績 (単位：m<sup>3</sup>)

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
清 掃 実 績	2,849	4,148	3,961

(注) 清掃船(6)・運搬母船(1) 合計7隻

(表5) 事業費 (単位：千円)

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度
事 業 費	229,986	217,493	216,620
特 定 財 源	0	0	0

(環境局所管の手作業船「ちどり号」)



(港湾局所管の清掃船「清海丸」)



## ( 1 ) 監査の観点及び結果

河川清掃、海面清掃事業については、事業は、所期の目的に沿った成果を上げているか、両事業は隣接区域における同種事業であることから、連携・調整を図りながら、効率的に行われているかなどの観点から検証を行った。

その結果、効率的な執行を確保する面から、次のような意見・要望事項を付すこととした。

### ( 意見・要望事項 )

河川清掃及び海面清掃は、環境局と港湾局がそれぞれ各公社に委託して独自に実施しているが、清掃船の相互乗り入れ等を図ることによって、両清掃のより効率的な執行が期待できる。両局は、船舶の特性・機能、清掃区域等を勘案した効率的な執行方法について、今後、具体的に協議していくことが望まれる。

[ 環境局・港湾局 ]

環境局は、河川の浄化を図るとともに、美観を保持するため、環境整備公社に対し、都所有の清掃船 1 1 隻とごみ運搬船 1 隻を無償で貸与して、河川清掃事業を委託している。また、港湾局は、船舶の航行上の障害を除去するとともに、水質悪化や悪臭等を防止するため、埠頭公社に対し、都所有の清掃船 6 隻とごみ運搬船 1 隻を無償で貸与して、海面清掃事業を委託している。

ところで、河川清掃及び海面清掃の実施状況について見たところ、次のような事例が認められた。

水深の浅い地域の清掃を行うために、河川清掃において、環境整備公社は、小型手作業船を利用しているのに対し、海面清掃においては、埠頭公社は小型手作業船を保有していない。

このため、海面清掃水域である 4 1 運河の中には、水深が浅いことから、清掃が全く行われていない運河(平久運河、勝島南運河)がある。また、干潮時に水深が浅くなることなどから、海面清掃を行うことが困難な箇所が生じている運河(汐浜運河、平和島運河等)もある。

河川清掃の対象である城南地域の独立河川や、港湾区域に接する呑川、海老取川は、環境整備公社の船舶基地がある厩橋から清掃区域までの移動距離が長いため、基地と清掃区域間の移動に要する時間がかかる。そのため、新河岸川等では 1 隻で 1 日に、8 . 8 キロメートルの距離を清掃しているのに対し、呑川、海老取川では 1 隻で 1 日に、3 . 1 キロメートルの距離を清掃するなどの状況が見られる。

以上のような事例においては、清掃船の相互乗り入れ等を図ることによって、河川清掃及び海面清掃のより効率的な執行が期待できることから、環境局及び港湾局は、船舶の特性・機能、清掃区域等を勘案するなど、効率的な執行方法について、今後、具体的に協議していくことが望まれる。

## 6 放置船舶対策

### (1) 事業の概要

都内の河川や港湾における公共水域には、約1,300隻の船舶が放置されており、水域周辺の生活環境の悪化や水域を利用した経済活動及び災害時の避難先への物資輸送の支障となる恐れがある。このため、公共水域周辺の良好な環境の確保を目的として平成14年3月「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」(平成14年東京都条例第98号。以下「適正化条例」という。)を制定し、平成15年1月から同条例を施行している。

この適正化条例によれば、船舶の放置防止計画に基づき、適正化区域、重点適正化区域を指定し、その区域内の放置船舶を適正化するための指導を行う。指導に従わない船舶所有者に対しては、氏名の公表・船舶の移動措置等を行うことができるとしている。

河川区域においては、表1のとおり、平成15年5月末現在、942隻の放置船舶が係留されている。このため、建設局は、適正化条例を受けて、新中川及び新河岸川の2河川を適正化区域に指定し、また、新中川を重点適正化区域に指定している。

局は、条例制定以前にも、「暫定係留施設設置に関する方針」(平成6年10月)を策定し、新中川、中川、旧江戸川に係留施設を設置して船舶の係留保管の適正化を図るとしている。

(表1) 放置船舶の状況(平成15年5月末の調査結果)

(単位: 隻)

	プレジャーボート	屋形船・遊漁船	工事作業船	合計
河川区域	536	270	136	942

港湾区域においては、表2のとおり、平成15年5月末現在、294隻の放置船舶が係留されている。このため、港湾局は、適正化条例を受けて、京浜運河、砂町運河、東雲運河、豊洲運河、辰巳運河、朝潮運河、曙運河及び春海運河の8運河で適正化区域に指定し、また、公共ふ頭の前面(30m)の水域及び水上輸送基地周辺(30m)を重点適正化区域に指定している。

局は、「工事作業船暫定係留水域等の設定等について」(平成14年12月)を策定し、旧貯木場に係留施設を設置して船舶の係留保管の適正化を図るとしている。

(表2) 放置船舶の状況(平成15年5月末の調査結果)

(単位: 隻)

	プレジャーボート	屋形船・遊漁船	工事作業船	その他	合計
港湾区域	28	21	213	32	294



## ( 2 ) 監査の観点及び結果

放置船舶対策については、事業は、成果を上げているか、事業は、計画的、効率的に行われているかなどの観点から検証を行った。

その結果、放置船舶の解消に向けて、一定の改善努力は認められるものの、係留施設の活用について、次のような意見・要望事項を付すこととした。

### ( 意見・要望事項 )

既存の係留保管施設の空きバースを活用することによって、河川の放置船舶の減少を図ることが期待できることから、既存の係留保管施設、効率的な放置船舶対策を執る必要がある。 [ 建設局 ]

工事作業船暫定係留水域における占用許可水域を増加することによって、港湾区域に放置された工事作業船を当該水域に誘導することが可能となることから、旧貯木場出入口部の拡幅を行い、占用許可水域の増加を図るなど、放置船舶の解消に努める必要がある。 [ 港湾局 ]

### ア 河川区域における放置船舶対策

河川区域においては、平成15年5月末現在、942隻の放置船舶が存在する。

このうち、適正化区域での取り組み状況について見たところ、新河岸川において、平成14年10月に行政代執行を予定したことにより、35隻あった放置船舶が新河岸川から移動した。また、新中川においては、平成15年5月に放置船舶の移動措置を行った結果、92隻あった新中川適正化区域内の放置船舶が44隻に減少するなど改善が進んでいる。

さらに、今後、建設局は、「暫定係留施設設置に関する方針」に従って係留保管施設の整備が進んだ区域から順次、放置船舶適正化区域の指定を進め、放置船舶の適正化を図るとして、係留保管施設を整備している。

ところで、これまでの係留保管施設等の整備状況と利用数を見ると、表3のとおり、整備数は、597隻分、利用数は457隻で、140隻分は利用されていない状況となっている。

この係留保管施設は、プレジャーボートと屋形船・遊漁船に限り使用できる構造となっているが、現在、放置されてい



るプレジャーボートは、536隻、屋形船・遊漁船は270隻存在している。

既存の係留保管施設の空きバースを有効に活用することによって、放置船舶の減少を図ることが期待できることから、建設局は、係留保管施設の整備を進めるだけでなく、既存の係留保管施設の空きバースを活用するなど、効率的な放置船舶対策を執る必要がある。

(表3) 河川暫定係留保管施設の整備数等(平成15年10月末現在)

区 分	整備数	利用数	空き数
係留保管施設数	597隻分	457隻	140隻分

#### イ 港湾区域における放置船舶対策

港湾区域においては、平成15年5月末現在、294隻の放置船舶が存在する。この内訳を見ると、工事作業船が213隻と圧倒的に多い状況となっている。

この工事作業船については、港湾局は、港湾区域における放置船舶の所有者や、1社で10数隻を不法に係留している工事作業船の責任者に対し、放置船舶を適正化するための指導を行っているが、係留施設がないこともあって、他の運河や河川、適正化区域以外の旧貯木場の周辺等へ移動してしまうなど、十分な効果が現れていない状況となっている。

ところで、港湾局は、「工事作業船暫定係留水域等の設定等について」に基づき、表4のとおり、平成14年度に300隻分の水域(58万4,000㎡)を工事作業船暫定係留水域として確保している。ところが、当該水域のある旧貯木場の出入口部が狭隘きょうあいとなっているなどにより、占用許可している水域は、このうち4万9,600平方メートルに留まっている。

工事作業船暫定係留水域における占用許可水域を増加することによって、港湾区域に放置された工事作業船を当該水域に誘導することが可能となることから、港湾局は、旧貯木場出入口部の拡幅を行い、占用許可水域の増加を図るなど、放置船舶の解消に努める必要がある。

(表4) 水域暫定係留施設利用状況(平成15年10月末現在)

工事作業船暫定係留水域	占用許可水域	未許可水域
584,000㎡ (300隻分)	49,600㎡	534,400㎡

(注) 1 工事作業船暫定係留水域は、水域を占用許可している。

2 船舶の通路等として使用する水域があるため、占用許可できる水域は半分程度である。